

三井物産の有価証券貸借

— 明治末期・大正初期の事例 —

麻島 昭一

1. はじめに	2
有価証券貸借考察の意義と課題、物産の有価証券所有の実態、 物産元帳の性格、有価証券貸借のメカニズム	
2. 店部別の貸借と貸出証券の内容（明 31/下～大 3/上）	8
(1) 明治 31/下～33/上	8
(2) 明治 43/上～大 3/上	12
3. 官庁取引における対象先別の貸借と貸出証券の内容（明 33/下～42/下）	16
1) 相手先	16
2) 目的別	19
3) 入札・契約の内容	23
4) 貸出証券の種類	24
5) 貸出期間	27
4. 企業・個人における対象先別の貸借と貸出証券の内容（明 33/下～42/下）	28
1) 日本精製糖	28
2) 一般企業取引	31
3) 個人・個人商店	34
5. 銀行との貸借	41
1) 三井銀行	41
2) その他銀行	48
6. むすび	51
編集後記	55

1. はじめに

(有価証券貸借考察の意義と課題)

総合商社三井物産については、これまでに種々の問題意識から研究成果が積み上げられてきたが、同社の営業内容が具体的に解明されたかといえば、まだまだ不十分という外はない。筆者も同社の機械取引に限定した具体的考察や、財務部門の活動に焦点を合わせた考察を展開してきたが、本稿は広くはその延長線上にある作業である。狭くいえば、筆者の関心は、目下のところ営業活動を支えたいわば補助業務といわれる金融、保険、為替、運輸、受渡などの解明にあり、すでにおこなった財務部門活動の考察は、その中の金融に関するものであった。より具体的にいえば、物産全体における財務部門の役割、活動の実態に関する考察で、中心である本店会計課による資金統轄もその中に含まれていた。しかし財務部門の店部に対する営業支援は、資金面だけではないことが分かってきた。すなわち、店部の入札参加、契約締結に際しての供託金の代用として有価証券の提出を必要とし、本店会計課はその貸出をおこなうことによって、営業支援の役割を担うからである。その具体的姿を把握することは、本店会計課の機能の確認にとどまらず、店部がいかなる取引をしていたかの解明にもつながり、前述した営業内容の具体的解明の一部を構成するであろう。それは有価証券貸借の実像解明と言い換えてもよからう。

それでは同社の有価証券貸借の解明はいかにして可能か。同社本店の元帳の勘定科目に「有価証券貸借」があることを発見し、点検した結果、おそらく本店会計課が店部等の要請によって有価証券を貸出し、用済み後回収した結果を示すものと判断される。ただし三井文庫に所蔵されている元帳はある時期に限定されており、かつ途中が欠如するなど、資料自体が連続性を欠いていることは否めない。しかし利用できる元帳からでも有価証券貸借の実態は相当程度に解明できると判断され、本稿の分析が成立している。

本稿の課題の第1は、いかなる店部に有価証券が貸し出されていたのか、および貸出内容の検討である。貸借関係は店部だけでなく、取引先企業に及んでいるので、その検討も含まれる。

第2の課題は、有価証券貸借から浮かんでくる取引先、その取引内容を把握することによって、物産営業、特に官庁取引の実態に迫ることである。

第3の課題は、銀行、特に三井銀行との関係上、有価証券貸借が発生しているので、その事情を解明する。

(物産の有価証券所有の実態)

さて、有価証券貸借の解明のためには、前提として三井物産の有価証券所有の実態を知る必要がある。ところが同社の営業報告書等の基本的な資料では、簡単な残高が示されているだ

けで、所有する有価証券の内容が一切不明である。物産元帳には「有価証券」の科目があるが、その期の有価証券の出入りが記録されているものの、期末での銘柄別残高はここからは知り得ない⁽¹⁾。第1表は本稿が考察対象とした時期の有価証券残高の推移であるが、同社が明治43(1910)年4月以降株式会社化するまでの有価証券残高は「有価証券他」の表示で、有価証券自体の計数すら知り得ない(おそらく現預金を含めているのであろう)。株式会社化してからの営業報告書には財産目録が登場し、内国債・外国債・株式・社債などの種類別残高が表示されるが、その具体的内訳は依然として知り得ない。要するに、考察対象時期の同社所有有価証券の実態はブラックボックスのままである。ただ、公債や株式の所有規模を知りうるのが救いであろう。すなわち、明治43年以降をみると、貸借の材料となりうる公債の残高規模は、43年4月期のみ22万円となっているが、多くの期で12~15万円、少ない期では5万円程度であって、決して多額とはいえない。株式は170万円から320万円にまで増加するが、貸借の材料になりうる分がどの程度あるのか、銘柄が全く不明では明らかにしえない。

元帳によって有価証券貸借に登場する証券を通覧すると、圧倒的に多いのは公債であり、5分利公債、特別5分利公債、整理公債、軍事公債、海軍公債などが貸借に使われている。当然、それら公債を物産はどれだけ所有し、どれだけ貸借に使用したかに関心が持たれるが、上記の事情が示すように物産の公債所有状況は不明のままであるから、解答は得られない。ただ、貸借に使用された上記公債が、政府によってどの程度発行されたものの一部であるのか、背景としての各種公債発行状況を知っておくことは意味があろう。第2表は明治44年11月時点での公債発行高であるが、そこから次のことが知られる。

第1に、貸借に使用された内国債のうち発行高の多いのは、5分利公債、特別5分利公債で、合計10.5億円は内国債発行高の43%を占めている。その多くが未償還であるから、44年時点でまだ貸借に使用できる公債であることを意味する。

第2に、国庫債券5億円弱、整理公債と軍事公債が1億円台に並び、海軍公債は1,700万円と僅かであるが、いずれも全額償還済みである。したがって44年時点で物産所有分も償還されたはずで、それら公債はもはや貸借に登場し得ない。

たしかに有価証券貸借を通覧すると、明治43年頃までは上記に示した各種公債が登場していたが、それ以後5分利公債だけに变化したのは、まさに公債自体の存在状況を反映していたことを意味しよう。

そして第1表にみるように、株式会社化以前、すなわち合名会社時代には、「有価証券借」または「有価証券貸」が貸借対照表に掲げられ、貸借尻が示されているものの、いかなる事態であったのか理解困難であり⁽²⁾、株式会社化してからその表示は消えている。本来なら、この有価証券貸借の意味を追求したいが、残念ながら手掛かりがない。

第1表 有価証券残高の推移

(単位:円)

決算期	有価証券他	証券貸借 (借方)	証券貸借 (貸方)		
明31. 下	364,284		記載なし		
32. 上	344,572		記載なし		
下	535,589			291,515	
33. 上	648,763	308,140			
下	741,211	154,354			
34. 上	988,909	185,208			
下	955,930	744,569			
35. 上	976,670	511,309			
下	1,175,709		記載なし		
36. 上	1,030,659		記載なし		
下	1,154,471			584,275	
37. 上	1,112,674			115,963	
下	1,065,879			651,565	
38. 上	904,530			656,580	
下	426,522			623,621	
39. 上	492,733			650,771	
下	867,386			1,138,931	
40. 上	1,461,487			762,981	
下	1,931,527			913,331	
41. 上	1,713,310			170,106	
下	1,626,317			372,891	
42. 6	1,626,301			558,151	
9	1,762,253			230,501	
決算期	有価証券計	公債簿価	株式簿価	外国債	社債
43. 4	1,920,750	221,643	1,699,107		
10	1,835,983	55,720	1,780,262		
44. 4	2,049,196	51,813	1,997,383		
10	2,095,553	49,914	2,045,638		
45. 4	2,401,408	132,498	2,268,950		
大元. 10	2,614,490	152,876	2,461,613		
2. 4	3,147,537	150,330	2,997,206		
10	2,778,115	128,233	2,649,882		
3. 4	2,675,865	128,233	2,547,632		
10	3,810,299	125,730	3,684,568		
4. 4	3,688,254	116,934	3,571,320		
10	3,830,185	52,317	3,014,947	762,921	
5. 4	4,288,322	48,947	3,166,093	725,800	347,481

〔備考〕 明31/下～42/9は「稿本三井物産株式会社100年史」付録決算諸表
明43/4以降は三井物産「営業報告書」の「財産目録」より計算の上作成。

第2表 公債発行高（明44／11現在）

（単位：千円）

種類		利率(%)	発行額	未償還額
内国債			1,354,395	1,138,370
うち	5分利公債	5	736,220	553,857
	特別5分利	5	310,407	280,151
	4分利公債	4	276,180	276,111
内国債			1,078,461	0
うち	整理公債	5	175,000	0
	軍事公債	5	124,920	0
	海軍公債	5	17,000	0
	国庫債券	5～6	487,351	0
外国債		4～5	1,447,245	1,457,449
〃		6～9	231,378	0
合計			4,111,479	2,575,819

〔備考〕 野村商店調査部編『株式年鑑』明治45年度より計算の上作成。

（物産元帳の性格）

次に、依拠した三井物産元帳の性格を示して置かねばならない。元帳の記載内容が分析の方法、範囲を拘束しているからである。物産元帳は三井文庫所蔵分以外にはない模様であるが、同所蔵分も時系列に揃っているわけではなく、時期的に限定され、一部欠如している。1決算期を例に取れば元帳は本店(A, B, C)、営業部(D)、大阪支店(E)……のごとく分けられており、本店元帳に、「有価証券貸借」の科目が設置されている。毎期、相当量の出入りが記録されており、考察期間を通じて約7,000行の規模となる。取引の記録は日付、摘要、丁数、金額で構成され(1行に記載)、帳簿見開きで左側が有価証券貸借の借方(返却ないし回収)、右側が貸方(貸出)となっている。問題は摘要欄で、記載内容が時期によって大きく揺れ動いている。すなわち、ある時期は貸し出した店部名、使用目的(入札参加、契約締結における保証金代用、取引上の安全確保のための担保など)、提出した相手先(官庁や取引先など)、貸し出した証券種類(5分利公債、整理公債、軍事公債とか、鐘紡株とか)、数量または金額が記載されている。しかしある時期は、店部と使用目的、貸出証券種類しか記載がない。そればかりでなく担当書記によって、内容を一部省略したり、略号化したり、表現を変更したり、区々な記載ぶりである。考察期間を通じて記載ぶりが一定とはいえず、果たして担当書記の恣意なのか、記載方針変更のの理由は明らかでない。とにかく記載内容の変化に規定されて、考察の枠組みも変更されざるを得ない。具体的にいえば、証券貸借の店部別を解明できるのは、店部名が表示されている明治31(1898)年下期から33年下期と明治43年上期から大正3(1914)年下期までに限られ、それが

本稿「2」の店部等の有価証券貸借の利用の考察である。そして提出した相手先、使用目的、貸出証券の種類が判明するのは明治33年下期から42年下期までの期間であり、本稿「3」の有価証券貸借の用途＝相手先の考察である。

(有価証券貸借のメカニズム)

ところで、2と3の検討に入る前に、元帳の「有価証券貸借」科目を通覧して判明した〈有価証券貸借のメカニズム〉を説明しておこう。「有価証券貸借」への登場に4つのパターンがある。

第1は、店部への貸出で、入札参加や契約締結のための供託金代用としてであり、圧倒的に公債が使用されている。この場合は、入札や契約が終了して用済みとなれば返却される。典型的なのは官庁取引であろう。元帳面では貸出が見開きの右頁に記帳され、返却は同じく左頁に記帳されるから、「返一貸」と表現しておこう。

第2は、取引先の企業・商人からの要請による貸出である。使用目的は必ずしも明示されていないが、公債・株式が用いられる。これも「返一貸」である。

第3は、取引先の企業・商人から物産が取引上安全確保のために担保を徴求する場合である。たとえば、前渡金保全のための担保、受け取った約束手形のための担保、提供させる保証金の代用などで、公債や株式が用いられるが、後にみる日本精製糖との間では、倉庫への預け証券が持ち込まれている。これらは物産側からみて証券の預かり、用済み後返却となり、「預一返」と表現されよう。

第4は、銀行との関係である。物産が銀行借入に際し担保として証券を差し入れる場合で、返済後は戻されるが、「戻一担保差入」と表現しておく。もう一つは物産が証券自体を銀行から借用する場合で、おそらく店部等へ貸し出す証券が種切れで、銀行から廻して貰って使用したのであろう。店部の用済み後本店に返させ、本店が銀行へ返却するので、「借用一返」と表現しておこう。

以上のパターンが元帳の借方、貸方に混在しているから、貸方は本店から証券を貸し出すだけ、借方はその返却だけと単純に割り切るわけに行かない。再言すれば、貸方には店部や取引先への証券貸出と、取引先から預かった証券の返却、銀行借入の担保差入れ、銀行から借用した証券の返却が記載され、借方には店部から用済み後の証券の返却と、取引先からの保証金代用の証券受入、借入消滅による銀行からの差入証券返却、銀行から借用した証券が記載されている。したがって記載内容をパターンごとに整理・分類して考察を展開せねばなるまい。

次に分析対象の範囲であるが、残存する元帳によって明31/下～大4/上の29決算期に記載された有価証券貸借に限定される(明40/下、44/上、45/上、大2/下の4期は元帳自体が欠落、大10、11は元帳はあるものの、時期が大きすぎていたので本稿の分析対象から外した)。

したがって完全に時系的に揃っているとはいえないが、約16年間に亘る考察となる。通計すると借方が帳簿上3,506行の記載、貸方が3,652行の記載であって、合計7,100行のデータ群である。但し、一つの取引が使用証券ごとに分別記載されるケースがかなりあって、それらを一括して一つの取引と計算し直せば、取引数は7,100ではなく、数百減ることになる。貸出と返却はセットになっているはずであるから、論理上取引事例はさらにその半分(約3千件)とみるべきであろう。それにしても多数の事例であって、十分な考察対象といえよう。

それでは有価証券貸借の行数を期別に整理すればどうなるか。第3表は、借方、貸方別に行数と金額を示したものである。貸借の発生が時期によって大きく変動しており、明治34、5年と40～42年が活発であり、日露戦争前後の落ち込み、明治末・大正初期の停滞が看取されよう。

指摘しておきたいのは、第3表における借方・貸方不一致の問題である。入札や契約締結時の供託に必要な証券貸出であれば、事態終了によって返還されるから、貸出＝返却であって、借方と貸方は同数行でよいはずであろう。しかし現実には、第3表は每期若干の不一致を見せている。一応考えられるのは、①決算期毎に集計しているため、翌期に返還が跨り、いわばタイムラグではないか、②貸し出された証券が、違約等で没収されたり、店部の怠慢で返還されなかったり、③供託が長期間におよび、返還されないままになっているなどであるが、それらで説明できないほどに不一致は多数・多額である。不一致の原因は、貸出と返却の対比を一件ごとにやれば検証可能なはずであろう。ところが試みに貸出内容、金額を手掛かりに対比してみると、ごく僅かしか対応の事実は発見できないので、検証困難である。書記の記載が厳密でなく、貸出内容と返却内容の同一性が判定できないこと、金額の同一性から接近しようとしても、分割返却されている可能性があり、これまた検証不能である。理想的には借方・貸方一致のはずでありながら、現実是不一致であって、原因が不明のまま考察を進めざるを得ない。この難点を内包しつつも、設定した課題の解明は可能であると考える。

- (1) 三井物産の所有有価証券の内容が不明なのは意外である。春日豊氏が株式所有について財産目録から大正9年度末、昭和5年度末の推計作業を行ったことと、「有価証券持越明細」から大正13年、昭和7年について提示しているのが、唯一の材料であり(『三井事業史 本篇第3巻中』12～13頁、64頁)、目下のところそれ以外は不明のままである。三井文庫所蔵の物産内部資料の中にあれば幸いであるが、仄聞によればない模様。
- (2) 第1表では証券貸借の記載がない期があって、時系列では不連続であるが、株式会社化してから急に姿を消すのは不自然であって、事態が消滅したというよりは処理方法ないし表示方法が変化したためであろうか。また株式会社化以前の時期でも貸借尻と「有価証券他」残高との関係をどう理解すべきか、解釈に苦しむ。

第3表 有価証券貸借の期別

(金額単位:円)

	返却(b)		貸出(a)		(a-b)
	件数	金額	件数	金額	金額
明31. 下	92	711,645	112	988,784	277,139
32. 上	74	331,515	71	293,300	-38,215
下	159	1,211,245	132	1,243,126	31,881
33. 上	120	1,145,150	139	579,945	-565,205
下	162	1,652,367	141	1,752,553	100,186
34. 上	142	1,581,751	121	1,446,497	-135,254
下	167	2,818,219	177	2,263,962	-554,257
35. 上	242	2,576,357	278	2,964,050	387,693
下	165	2,782,029	155	2,357,536	-424,493
36. 上	128	1,130,998	111	2,054,615	923,617
下	82	470,300	79	1,011,702	541,402
37. 上	60	937,463	67	478,322	-459,141
下	68	642,931	88	1,222,657	579,726
38. 上	105	866,995	116	994,335	127,340
下	98	346,518	101	373,795	27,277
39. 上	150	1,739,500	147	1,875,000	135,500
下	140	1,223,649	153	1,801,158	577,509
40. 上	154	2,765,645	176	2,445,536	-320,109
下		欠		欠	
41. 上	162	2,023,233	168	1,414,108	-609,125
下	122	2,263,700	101	2,312,185	48,485
42. 上	152	3,279,603	137	2,970,113	-309,490
下	62	1,152,350	76	875,300	-277,050
43. 上	130	1,074,750	99	1,494,982	420,232
下	128	419,800	120	680,273	260,473
44. 上		欠		欠	
下	84	349,550	106	591,050	241,500
45. 上		欠		欠	
大 2. 上	92	993,850	111	1,049,812	55,962
下		欠		欠	
3. 上	92	1,061,079	111	900,350	-160,729
下	87	1,156,950	161	2,364,860	1,207,910
4. 上	91	698,790	105	1,115,971	417,181
計	3,510	39,407,932	3,659	41,915,877	2,507,945

2. 店部別の証券貸借と貸出証券

(1) 明治 31/下~33/下

前述のように、証券貸借の店部別が判明するのは、明 31 下~33/下(2年半)と明 43/1~大 3/8(4年半強)に限られるが、まず前者から考察しよう。第4表は明 31/下~33/下について、借方、貸方双方の証券貸借の行数を調べたもので、いわゆる店部と、店部が表示されていない企

第4表 店部別の有価証券貸借（明31／下～33／下）

（金額単位：円）

	店 部	行数	借方金額		店 部	行数	貸方金額
5	船舶課	1	500				
21	営業部	177	698,797	21	営業部	141	890,951
1	器械掛	119	550,350	1	機械掛	154	564,770
3	雑貨掛	43	79,850	3	雑貨掛	52	136,150
4	石炭掛	30	141,300	4	石炭掛	43	288,750
10	毛類掛	8	22,000	10	毛類掛	13	29,000
11	肥料掛	1	50	2	鉄道掛	4	202,550
	小計	379	1,492,847		小計	407	2,112,171
6	横須賀	10	11,250	6	横須賀	1	150
8	佐世保	9	51,650	8	佐世保	13	43,350
				24	深川支店	1	100
22	大阪支店	10	71,485	22	大阪支店	19	129,335
23	神戸支店	3	58,700	23	神戸支店	3	74,950
28	門司支店	2	4,000	28	門司支店	1	3,000
				27	唐津出張員	1	5,100
26	長崎支店	7	15,400	26	長崎支店	5	12,800
25	台北支店	1	3,000	25	台北支店	1	3,000
	小計	42	215,485		小計	45	271,785
61	企業	13	111,100	61	企業	4	64,500
62	日本精製糖	11	1,304,301	62	日本精製糖	11	1,347,390
81	個人	39	112,653	81	個人	22	49,616
	官庁	27	55,900		官庁	25	78,300
	小計	90	1,583,954		小計	62	1,539,806
51	三井銀行	19	974,100	51	三井銀行	30	443,300
	合計	530	4,266,386		合計	544	4,367,062

業・個人・官庁、三井銀行とに区分してある。後者はおそらく本店取引と推測されるが、後に検討する。

店部別で注意すべきは、組織上の区分である。支店は問題ないが、本店では組織の改廃があって、貸出先を整理するのは容易ではない。明治31年6月時点の組織図では、石炭課と船舶課は本店の諸課と並列され、営業部に棉花布、機械、石炭、雑貨の4掛が営業部門として存在した⁽¹⁾。33年3月の「三井物産合名会社職員録」によれば、機械、石炭、雑貨のほか肥料、毛類、棉花糸、綿布を加えて7掛が確認され、組織図はないが、いずれも営業部に含まれた現業部門と推測される。第4表には鉄道掛の名があるが、職員録上確認できない。掛名がなく単に「営業部」と表示されているものと合わせ、一括して営業部への証券貸借とみてよかろう。海軍関係取引の横須賀、佐世保は出張員の表示であり、横須賀は本店所属、佐世保は長崎支店所属となっている。唐津は出張所で門司支店所属であった。因みにこのあと店部名で登場する呉、舞鶴出張員は大阪支店所属である。以上の組織を念頭に置き、第4表をみると、2年半を通じて貸方(証券貸出が主)が442件、239万円、借方(証券返還が主)が421件、173万円であって、前述のごとく均衡はしていないものの、どの店部が対象となっているかはわからう。すなわち、営業部が圧倒的に多く、貸方の89%、借方の87%に及んでいる。大阪、神戸が多少あるが、深川、門司、長崎、台北の支店は僅少であり、登場している支店自体が少ない。この時期の横須賀は僅かしかなく、佐世保は若干ある。どの店部扱いが不明の官庁取引が若干あるが、陸軍被服廠、海軍造兵廠、横須賀造船廠、逓信省、鉄道局、鉄道作業局などが散見され、それらは営業部あるいは横須賀出張員扱いではなかろうか。「営業部」名義が多額であるが、それに次いで機械掛も多く、石炭掛、雑貨掛と続く。しかしこの分類は厳密なものではなく、「営業部」名義も実際には各掛に分解できるのかも知れない。注目されるのは各掛に分解できたもののうち、機械、石炭、雑貨が多く記載されていることから、それら取引上、証券貸借が多用されていたという事実である。そして取引の相手先及び取引内容が知りたいが、この時期の元帳記載には残念ながらその情報は欠如している。しかし機械類、石炭、雑貨類での入札参加や契約保証が多いことを推測させよう。

それではいかなる証券が貸借されたのか。第5表は店部別に整理したものであるが、次の点を指摘できよう。

第1に、整理公債と軍事公債が多用され、しかも金額的に拮抗している。両者で全体の70%である。海軍公債が若干あり(13%)、その他が15%であるが、株式は極めて僅かである。その他は銘柄不明の公債であり、鉄道掛にある19万円の大口が注目されるが、使用目的は不明のままである。

第2に、整理公債と軍事公債は営業部等に集中しているが(金額で8割前後)、支店・出張員

第5表 貸借証券の店部別 (明31/下~33/下) 右

(金額単位:円)

店部名	整理公債		軍事公債		海軍公債		株式		その他		不明	合計		
	75	412,350	54	347,201	9	123,800		3	7,600				141	890,951
営業部	100	244,970	36	230,850	12	67,700	1	1,500	3	11,650	2	8,100	154	564,770
機械掛	34	55,250	11	45,600	3	13,700			2	16,350	2	5,250	52	136,150
雑貨掛	23	58,500	16	163,750	3	14,000			1	52,500			43	288,750
石炭掛	11	22,800	2	6,200									13	29,000
毛類掛	1	5,600	2	5,400					1	191,550			4	202,550
鉄道掛	244	799,470	121	799,001	27	219,200	1	1,500	10	279,650	4	13,350	450	2,112,171
小計		84.9%		79.8%		62.2%		4.9%		67.3%		51.1%		76.3%
(構成比)	1	150											1	150
横須賀	8	25,750	4	15,100					1	2,500			13	43,350
佐世保	9	25,900	4	15,100					1	2,500			14	43,500
小計		2.8%		1.5%						0.6%				1.6%
(構成比)	9	28,600	4	36,000			4	9,135	2	55,600			19	129,335
大阪支店	1	8,150	1	10,000					1	56,800			3	74,950
神戸	1	2,500	1	500									2	3,000
門司	4	12,300	1	500									5	12,800
長崎														
深川									1	100			1	100
唐津											1	5,100	1	5,100
台北									1	3,000			1	3,000
小計	15	51,550	7	47,000			4	9,135	5	115,500	1	5,100	32	228,285
(構成比)		5.5%		4.7%				29.8%		27.8%		19.5%		8.2%
諸官庁	20	64,600	3	12,850							2	850	25	78,300
(構成比)		6.9%		1.3%								3.3%		2.8%
不明			18	127,900	6	133,000	1	20,000	1	18,000	3	6,800	29	305,700
(構成比)				12.8%		37.8%		65.3%		4.3%		26.1%		11.0%
計	288	941,520	153	1,001,851	33	352,200	6	30,635	17	415,650	10	26,100	550	2,767,956
(構成比)		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%
(参 考)		34.0%		36.2%		12.7%		1.1%		15.0%		0.9%		100.0%

[備考]各証券欄の左側は行数、右側は金額。(参考)は計の金額構成比。

でも使用され、貸出証券の共通の使われ方である。海軍公債は支店・出張員では使われず、営業部等と店部不明で使われている。「その他」は前述の鉄道掛以外にも石炭掛、大阪・神戸支店でも使われた。使用公債類は当時すべて5分利であり、供託上、銘柄に優劣があったのか不明である。物産の保有状況によって使用銘柄が規定されていたのではないか。

第3に、株式使用は珍しいが、機械掛では「機械買付契約保証用 整理公債、正金株、日鉄株」とあり、整理公債と抱き合わせであり、大阪支店では和歌山織布株 3,760 円、大阪燐寸株 5,000 円、東京取引所株 125 円であるが、使用先は明らかでない。

第4に、店部別では使用目的は記載されていないが、店部不明分には断片的ながら、使用目的が記載されている。すなわち、「車輸入札用」、「海底電線用」「機械・電線用」「英鉄鉄道局入札用」「石炭保証用」「税関用軌条」などがみられる。

- (1) 元帳での記載上、「営業部」「機械掛」「雑貨掛」「石炭掛」などと店部が明記されているのは問題ないが、「器 56 軍事公債」「器伝 48 整理公債」や「機 2 整理公債」「機伝 219 整理公債」などの表示がみられ、おそらく機械掛(前身は器械掛)取扱と推測される。これらも分類上「機械掛」に準じて分類した。同様なことは「雑貨掛」と「雑 70 整理公債」「雑伝 116 契約用整理公債」などにも、また「石炭掛」と「石 79 軍事公債」「石伝 No. 115 契約用整理公債」などにもいえよう。また、「営業部」にも単に「伝 72 営業部整理公債」のほか「機 227 営業部貸付 整理公債」や「石 No. 78 営業部貸 軍事公債」のごとき表示もあり、厳密に区分しての表示とも思えない。ここでは元帳の表現をみて筆者が便宜的に区分したわけであり、「掛名」での区分は厳密なものではない。しかし証券貸借がおこなわれた部門を推測できる点では格好な手掛かりとなっていよう。

(2) 明治 43/上~大 3/上

上述のあと、店部別の証券貸借が判明するのは、明 43/上~大 3/上だけである。大正 3 年 9 月以降は元帳の記載ぶりが変わり、店部名はなくなり、明 33/下~42/下と同様な相手先別・目的別などの記載となっているので、ここでの考察は正確に言えば明 43/1~大 3/8(4 年 8 月)の期間というわけである。この期間に組織上は大きく変化しており、店部別をみる場合その点を念頭に置かねばならない。すなわち、明治 42 年 12 月時点での組織では、機械部が独立し(東京所在で機械・電気・鉄道の 3 掛を含む)、米穀肥料部・船舶部は神戸に設置され、営業部には金物・棉花糸布・砂糖・毛類・セメント・雑貨・米穀肥料・石炭の諸掛、横浜船積取扱所が含まれていた。横須賀・舞鶴・呉・佐世保は出張員から出張所になり、本部に所属した。のちに石炭部、砂糖部、棉花部、木材部などが設置されるが、石炭部東京支部は大正 2 年から設けら

れ、石炭入札等は同支部が担当した。また、海軍掛が大正2年から元帳記載に登場するが、職員録には海軍掛の名は出てこない。大正3年5月の職員録では前掲4出張所は機械部に所属し、3年11月の職員録では消滅している。いわゆる金剛事件により閉鎖されたわけだが、海軍掛と4出張所との営業分担は明らかでない。以上の変化を前提にしつつ、この時期の全体像を掲げると第6表ようである。幾つか特徴を挙げてみよう。

第1に、貸方(主として証券の貸出)をみると677行、595万円、借方(主として証券の返還)は562行、420万円で大きく食い違っている。店部ごとの貸借が不整合であるばかりか、貸出面にある長崎・上海・孟買・紐育・倫敦は返還面にはなく、逆に返還面の横浜・樺太が貸出面にはないという食い違いがある。また、店部不明分が貸出面に多く存在する。

第2に、貸方でみると営業部が全体の半分弱を占め(242万円)、機械部がこれに次ぎ(76万円)、両者で53%になる。東京に集中している官庁取引を営業部と機械部が取扱い、つれて供託代用の証券貸出が多いことを意味していよう。海軍掛、4出張所も合わせて22万円となり大阪支店と同規模である。それらは海軍関係の取引と推測される。支店では大阪を筆頭に9店が並ぶが、京城出張所の27万円、倫敦支店の54万円が目立つ。京城は単に「5分利公債」とあるだけで用途の説明がないが、朝鮮総督府関係の入札・契約であろうか。倫敦は「コンソル5万ポンド」36万円、と「印度債2万ポンド」17万円の記載であるが、これも用途は明らかでない。

第3に、店部不明分が貸出面で多く(118万円)、そこには店部名でなく相手先が記載されている場合(東京砲兵工廠、海軍造兵廠、通信省、鉄道院、印刷局、海軍経理局、近衛師団が登場)、証券名のみ記載の場合(後述)がほとんどで、事態不明の「倫敦保管公債 Dr ノ通り」446,804円が含まれている。この時期では店部名と証券名の記載が圧倒的に多い中で、相手先や証券のみの記載が混在している理由が不可解である。大正3年から混在が多いことから、担当書記の記載ぶりの変化とみられるが。

以上の店部別貸出の証券種類を整理すれば第7表のごとくであるが、特徴を指摘してみよう。

第1に、圧倒的に5分利公債が多いが、この時期では特別5分利・整理・軍事・海軍の諸公債はすでにほぼ償還され、供託しうるのは残存している5分利公債と国庫債券しかないことを反映している。

第2に、株式が若干あるが、営業部への貸付は鐘紡株ばかりであり、上海支店へは上海紡績株がほとんどである(上海電話株が少額)。公債の不足を株式で補ったのであろうか。

第3に、「その他」には神戸水道公債(*印で表示の営業部、大阪・門司・長崎3支店)が含まれており、倫敦支店分は前掲のコンソル公債・印度債である。店部不明分の「その他」は多額であるが、神戸水道公債5件約12万円、大阪市整理公債1件5万円が含まれ、前掲の「倫敦保管公債 Dr ノ通り」45万円が大きい。本店は神戸水道公債や大阪整理公債のように地方債を所

第6表 店部別の有価証券貸借（明43／1～大3／8）

（金額単位：円）

	店 部	件数	借方金額		店 部	件数	貸方金額
36	機械部	162	776,750	36	機械部	155	757,600
41	船舶部	1	1,000	41	船舶部	2	6,000
44	石炭部東京支部	15	31,350	44	石炭部東京支部	21	36,950
43	海軍掛	11	83,800	43	海軍掛	5	17,600
6	横須賀出張所	14	29,400	6	横須賀出張所	9	32,000
7	呉出張所	19	113,450	7	呉出張所	12	95,950
8	佐世保出張所	10	25,200	8	佐世保出張所	10	45,500
9	舞鶴出張所	23	35,300	9	舞鶴出張所	15	30,350
	小計	255	1,096,250		小計	229	1,021,950
21	営業部	251	2,252,029	21	営業部	336	2,424,457
22	大阪支店	19	403,900	22	大阪支店	12	250,300
23	神戸支店	3	10,900	23	神戸支店	4	20,300
28	門司支店	2	12,950	28	門司支店	6	40,550
30	名古屋支店	4	10,000	30	名古屋支店	3	8,000
33	京城出張所	11	46,900	33	京城出張所	8	266,500
37	小樽支店	6	46,900	37	小樽支店	5	40,600
35	横浜支店	1	3,200	35	横浜支店	1	6,000
42	樺太	1	30,000	26	長崎支店	1	8,000
	不明	9	284,650	40	上海支店	4	142,628
	小計	307	3,101,429	38	孟買支店	2	2,682
				39	紐育支店	1	3,000
				45	倫敦支店	2	536,143
					不明	63	1,182,267
					小計	448	4,931,427
	合 計	562	4,197,679		合 計	677	5,953,377

第7表 貸借証券の店部別 (明43/1~大3/8) 右

(金額単位:円)

店部名	5分利		特別5分利	整理		軍事		株式		その他		合計	
機械部	153	756,200		1	900	1	500					155	757,600
船舶部	2	6,000										2	6,000
海軍掛	5	17,600										5	17,600
石炭支部	21	36,950										21	36,950
横須賀出張所	9	32,000										9	32,000
呉 "	11	95,000	1	950								12	95,950
佐世保 "	10	45,500										10	45,500
舞鶴 "	13	29,900	1	50	400							15	30,350
営業部	302	2,163,713						29	131,744	5	*	336	2,424,457
大阪支店	11	210,300								1	*	12	250,300
神戸 "	4	20,300										4	20,300
門司 "	5	24,550								1	*	6	40,550
名古屋 "	3	8,000										3	8,000
小樽 "	5	40,600										5	40,600
京城出張所	8	266,500										8	266,500
横浜支店	1	6,000										1	6,000
長崎 "										1	*	1	8,000
上海 "								4	142,628			4	142,628
孟買 "								2	2,682			2	2,682
紐育 "								1	3,000			1	3,000
倫敦 "										2		2	536,143
不明	39	332,500	2	6,000				5	141,863	17		63	1,182,267
計	602	4,091,613	4	7,000	1,300	1	500	41	421,917	27		677	5,953,377
(構成比)		68.7%		0.1%	0.0%		0.0%		7.1%				100.0%

[備考] 「その他」の*印は神戸市水道公債。

有し、支店の入札・契約に可能ならばこれらも使用させたのであろう。

3. 官庁取引における対象先別の貸借と貸出証券の内容

元帳における有価証券貸借では、明治 33(1900)年下期から 42(1909)年下期までの間、貸出した店部別ではなく、貸出を必要とした相手先と目的が記載されている。記載の大部分は官庁取引であって、そこでは入札や契約締結に際し保証金ないし供託金が求められるが、その代用として証券提出が認められ、店部の要請によって本店が必要証券を貸し出す仕組みであった。元帳の有価証券貸借には企業・個人・銀行も登場するが、官庁取引とは異質な事態なので、別途その内容を検討することとし、ここでは大部分を占める官庁取引についてまず考察する。

なお、この時期の組織に触れておくと、部制がとられ営業関係の部として、大阪に棉花部(明治 27 年 7 月)、本店に石炭部・輸出米部(28 年 7 月)、米穀肥料部(38 年 12 月)、木材部(39 年 12 月)、機械部(40 年 7 月)、砂糖部(44 年 11 月)の順であった⁽¹⁾。明治 38 年 2 月末の組織図では、営業部に機械、鉄道、雑貨第 1・第 2・第 3、金物、石炭、棉花糸布の諸掛があり、横須賀出張員、横浜出張員も含まれ、機械鉄道用品並金物類取扱首部も属していた。官庁取引は東京に集中し、それらは営業部が担当していたと推測され、上記の諸掛が活動していたと思われる。機械部が独立して以後、機械関係は営業部から機械部に移ったと思われ、前述の明 43/1~大 3/8 に営業部に続いて機械部が大きな存在であったことを想起せねばなるまい。海軍関係とみなされる横須賀・呉・佐世保・舞鶴はその所属が時期によって変化し、出張員から出張所に昇格し、金剛事件によって廃止されるが、本稿では海軍関係の取引に専念する独立部門として扱っておく⁽²⁾。また、地方での官庁取引は、物産の地元支店が担当していたと推定される。

(1) 『稿本三井物産株式会社 100 年史 上』 209 頁

(2) 「三井物産合名会社職員録」(明治 34 年 1 月)によれば、横須賀出張員は東京本店(厳密には本店営業部)、呉出張員は大阪支店、佐世保出張員は長崎支店の所属であった。同(36 年 2 月)では舞鶴出張員も大阪支店所属、呉が 3 人、それ以外は各 1 人である。必要証券の貸出も、呉出張員は大阪支店経由、佐世保出張員は長崎支店経由となっているのも所属を反映してのことであろう。そして 42 年 12 月の組織図では、4 出張所とも本店本部の所属となっている。

1) 相手先

第 8 表は有価証券貸借に記載されたもののうち、企業、個人、銀行分を除いたものを相手先別に整理したものである。店部と相手先が混在しており、厳密に言えば店部分に企業や個人が含まれている可能性を否定できないが、記載内容をみる限りその可能性は少ないと思われ、官

第8表 有価証券貸借の相手先別（明33/下～42/下）

(金額単位:円)

番号	店 部	行数	件数	借方金額	番号	店 部	行数	件数	貸方金額
31	綿花部	1	1	4,500					
21	営業部	3	3	2,800	21	営業部	18	15	39,800
1	機械掛	45	45	186,600	1	機械	44	41	222,550
3	雑貨掛	16	11	67,650	3	雑貨	15	11	75,400
4	石灰掛	9	9	33,150	4	石灰	11	9	125,100
10	毛糸掛	3	2	17,400	10	毛類	5		8,100
11	米肥掛	2	2	850	15	金物掛	1	1	1,700
14	綿布掛	1	1	100	14	棉花糸布掛	1	1	1,100
101	横浜船積取扱所	6	4	157,600	101	横浜船積取扱所	16	16	99,300
34	札幌出張所	12	7	293,600	34	札幌出張所	12	9	307,100
12	横浜出張員	1	1	4,500	12	横浜出張員	7	6	89,250
	小計	98	85	764,250		小計	130	109	969,400
6	横須賀出張員	60	45	77,650	6	横須賀出張員	47	44	161,179
7	呉出張員	32	21	144,900	7	呉出張員	39	33	221,700
8	佐世保出張員	26	12	74,000	8	佐世保出張員	25	21	79,250
9	舞鶴出張員	33	22	300,450	9	舞鶴出張員	20	17	88,660
	小計	151	100	597,000		小計	131	115	550,789
35	横浜支店	1	1	3,200	35	横浜支店	1	1	3,200
22	大阪支店	30	25	501,360	22	大阪支店	21	19	1,137,400
23	神戸支店	11	11	91,950	23	神戸支店	12	8	115,900
30	名古屋支店	2	2	8,400	30	名古屋支店	2	2	4,500
26	長崎支店	19	16	50,750	26	長崎支店	12	11	40,800
28	門司支店	3	3	8,000	28	門司支店	4	4	9,500
33	京城出張所	18	16	83,650	33	京城出張所	7	7	41,500
25	台北支店	3	3	49,500	25	台北支店	3	3	44,500
29	天津支店	2	2	10,000					
47	馬尼刺支店	2	1	100,000					
	小計	91	80	906,810		小計	62	55	1,397,300
	店部計	341	266	2,272,560		店部計	323	279	2,917,489
65	陸軍省ほか	5	5	6,350	65	陸軍	2	2	1,250
66	陸軍兵器本廠	10	6	9,650	66	兵器本廠	10	10	24,300
67	陸軍被服廠	16	13	37,450	67	陸軍被服廠	16	15	75,300
68	東京砲兵工廠	242	213	848,080	68	東京砲兵工廠	236	209	862,377
69	近衛師団経理部	7	5	4,450	69	近衛師団経理部	10	4	3,500
71	海軍省ほか	4	4	4,500	71	海軍省	4	4	4,150
72	海軍造兵廠	54	49	35,650	72	海軍造兵廠	44	43	96,329
73	横須賀造船廠	44	43	78,600	73	横須賀造船廠	57	57	75,391
79	横須賀兵器廠	10	10	5,350	74	横須賀海軍工廠	66	66	97,500
74	横須賀海軍工廠	55	51	111,514	75	横須賀海軍経理部	6	6	2,600
75	横須賀海軍経理部	6	6	2,375	76	海軍下瀬火薬製造所	14	14	10,300
76	下瀬火薬製造所	14	14	11,700	77	鎮守府	4	4	10,400
77	鎮守府	5	5	5,750	78	横須賀海軍	45	45	106,100
78	横須賀海軍	49	48	53,650	79	横須賀兵器廠	7	7	2,350
	小計	521	472	1,215,069		小計	521	486	1,371,847
80	大蔵省ほか	11	8	34,650	80	大蔵省	26	16	25,250
82	印刷局	224	193	142,000	82	印刷局	218	187	135,650
83	専売局ほか	33	16	416,220	83	専売局	6	4	168,300
84	臨時建築部	22	20	59,250	84	臨時建築部	28	24	53,450
	小計	290	237	652,120		小計	278	231	382,650
85	逓信省	32	32	174,250	85	逓信省	40	37	99,200
86	鉄道局	141	125	1,377,250	86	鉄道局	98	93	682,600
87	鉄道作業局	133	123	1,260,400	87	鉄道作業局	160	138	1,921,700
88	北海道鉄道部	6	6	66,100	88	北海道鉄道部	7	6	77,100
89	帝国鉄道庁	126	78	905,450	89	帝国鉄道庁	107	74	610,315
90	鉄道院	32	31	85,540	90	鉄道院	26	25	55,000
	小計	470	395	3,868,990		小計	438	373	3,445,915
91	文部省	8	8	3,950	91	文部省	9	9	3,900
92	帝国大学	9	9	5,550	92	帝国大学	9	9	5,767
93	諸学校	8	8	11,450	93	諸学校	8	6	5,900
95	内務省ほか	4	4	2,500	95	内務省	5	5	3,000
97	農商務省山林局	5	5	10,300	97	農商務省山林局	7	7	16,450
96	その他諸官庁	23	19	107,500	96	その他諸官庁	27	24	117,750
	小計	57	53	141,250		小計	65	60	152,767
98	東京市	15	13	32,300	98	東京市	16	14	47,850
99	東京電話交換局	6	6	79,656	99	電話交換局	4	4	700
100	諸都市	6	6	5,200	100	諸市	12	12	5,450
	小計	27	25	117,156		小計	32	30	54,000
	官庁計	1,365	1,182	5,994,585		官庁計	1,334	1,180	5,407,179
103	中央金庫	3	3	76,100	103	中央金庫	49	35	565,570
	分類不能分	133	114	2,805,575		分類不能分	106	97	1,247,370
	合 計	1,842	1,565	11,148,820		合 計	1,812	1,591	10,137,608

庁取引として考えてよいであろう。これまでと同様に本店からみて貸方(主として証券の貸出)と借方(証券の返還)を表示したが、次のような特徴が読みとれる。

第1に、ここでの9年間累計では(表面上9年半だが、明40/下期欠のため9年)、貸方で1,014万円、借方で1,115万円であって、これまでの考察より差が小さい。元帳での記載行数は1,811行と1,842行で接近し、件数でも1,590件と1,565件で接近している。大雑把に言えば貸出証券はほとんど返還されたことを意味する。行数と件数の違いであるが、たとえば入札参加の場合、整理公債と軍事公債が提出されると、記載は2行になっているが、取引としては1件と計算したわけである。後述の貸出証券の検討では種類を知るために行数で計算したが、取引実態からみれば取引数=件数が有効であろう。

第2に、店部別が貸方で179万円、借方で120万円となっているが、それらは入札や契約締結など貸出目的と使用証券種類しか示されず、相手先である官庁名や納入品が不明である。逆に官庁名が記載されている貸方835万円、借方995万円ではどの店部が担当しているのか不明であるが、納入品まで分かる場合が少なくないので、取引の実態により接近できよう。

第3に、官庁名では貸方を例にとれば、通信・鉄道関係が344万円を占め、陸海軍関係137万円、大蔵省関係38万円と続き、他省や都市関係は少額である。仔細にみれば陸海軍で多額なのは東京砲兵工廠(86万円)、通信・鉄道では鉄道作業局(192万円)、鉄道局(68万円)、帝国鉄道庁(61万円)などであった。件数で多いのは東京砲兵工廠209件、印刷局187件、鉄道作業局138件などであり、鉄道局、帝国鉄道庁、横須賀海軍工廠などが続く。横須賀・呉・佐世保・舞鶴の4出張員(昇格後は出張所)はいずれも海軍関係取引と推測され、上記陸海軍に上乘せされるべきであろう。また、営業部の機械掛は通信・鉄道関係や印刷局へ、機械や鉄道用品を納入していた可能性があり、これまた上記通信・鉄道関係や印刷局へ上乘せされるべきかも知れない。石炭掛も官庁への石炭納入であろうから、官庁別に上乘せすべきであろうか。

第4に、元帳における官庁名の記載は、担当書記の恣意のためか略称や一部省略、不正確な表現が少なからずあって、筆者が同一性を判定しながら分類しているので、若干厳密性に問題があるかも知れない⁽¹⁾。また、当該官庁のすべてがこの対象時期に存続し続けたわけではなく、名称の変更、改組、廃止などを考慮して、存続時期を特定すべきかも知れない⁽²⁾。したがって官庁名の分類は、この時期に並列しているわけではなく、この時期のどこかで登場したものを意味する。

第5に、「中央金庫」の金額が57万円に及ぶが、内容は「輸出煙草代金延納担保として供託」が大部分を占め、「洋糖消費税供託」がそれに次ぐ。代用の証券として公債あるいは株式が差し入れられている。官庁の入札や契約締結の場合の証券需要とはやや性質を異にしている。

第6に、分類不能分125万円であるが、多くは取引商品名が記載されているだけで、店部名

も相手先も不明なものである。この分は再述する。

- (1) 省庁の組織を専門的に調べれば、もっと正確な官庁名が判明するかも知れないが、適当な資料が見当たらず、及び得なかった。たとえば元帳記載のまま横須賀造船廠、横須賀兵器廠、海軍造船廠、横須賀海軍工廠、横須賀海軍經理部などに分類したが、次のような経緯までは判明しているが、それ以上は目下のところ未知のままである。すなわち、明治 30(1897)年 10 月、海軍造船廠条例により各鎮守府造船部が海軍造船廠となったこと(呉のみは最大の製鋼工場を擁するので海軍造兵廠)、同 33 年 5 月、海軍兵器廠条例により横須賀・佐世保・舞鶴の造船廠兵器部が兵器廠となったこと、同 36 年海軍工廠条例によって 4 鎮守府に造船廠と兵器廠(呉のみ造兵廠)を統合して海軍工廠を設置したことが知られている(寺谷武明『近代日本の造船と海軍』平成 8 年、4 頁)。横須賀の場合、横須賀造船廠、横須賀兵器廠、横須賀海軍工廠が以上に該当する。海軍造兵廠は呉所在で呉出張員が担当のはずであるが、元帳に「海軍造兵廠」以外に「赤羽海軍造兵廠」や「東京海軍造兵廠」が登場するのは、支廠であって東京で接触していたのであろうか。また、官庁名が不明であるが、横須賀関係であり、海軍であることに間違いがないものを「横須賀海軍」と一括したのも筆者の整理に過ぎない。

陸軍については、明治 12(1879)年に東京砲兵工廠(村田銃等の小銃と弾薬製造)と大阪砲兵工廠(加農砲・榴弾砲・臼砲と弾薬製造)が設置され、大正 12(1923)年 4 月両者は統合され陸軍造兵廠となる。他方、陸軍兵器廠が明治 30(1897)年 9 月、「陸軍所要の兵器・弾薬・器材等の補給および要塞の備砲工事を担当する機関」として設置され、兵器本廠が東京・大阪・門司・台北に置かれたが、明治 36 年 5 月、東京の兵器本廠に統合された(『日本陸海軍事典コンパクト版(上)』新人物往来社、2003 年の「砲兵工廠」「陸軍兵器廠」の項)。元帳に登場する東京砲兵工廠は営業部が担当し、大阪砲兵工廠は大阪支店が担当したのであろう。陸軍兵器本廠も東京所在で営業部の担当と思われる。

- (2) たとえば大蔵省でいえば、印刷局や専売局は永続しているが、臨時建築部は文字通り一時的な組織である。他方、鉄道関係を例にとれば、逓信省所属で鉄道局、鉄道作業局があったが、明治 40(1907)年 4 月、逓信省から分離して帝国鉄道庁が設置され、翌 41 年 12 月内閣直属の鉄道院となり、大正 9(1920)年 5 月鉄道省に昇格という経緯であった(『日本大百科全書』16、「鉄道」「鉄道院」の項)。物産にとって鉄道分野の官庁取引は部局名が変わっても一貫していたわけである。

2) 目的別

さて、貸出証券の使途ないし目的は何であったのか。この時期の元帳では、多くの場合、貸

出の使途が記載されているので、それを整理・分類してみると第9表のごとくである。入札参加や契約締結が使途とされているのは、そのまま理解できるが、内容が曖昧なものも少なくない。単に保証金、供託金、証拠金などと表示されているものがあり「保証金等」と表示したが、それらは表現こそ違え契約締結と同視してもよからう⁽¹⁾。また、税金延納の担保、延滞金の担保などがあるが、契約締結とは異質であり、「その他担保」と表示した⁽²⁾。誤謬訂正の表示は文字通りの「訂正」記載のほか、一旦差し入れた担保の交換も含めてある⁽³⁾。

第1に、最多は入札参加用の815件、342万円で、次いで契約締結用の414件、219万円であり、全体の56%を占める。保証金等44万円を含めれば全体の6割が入札・契約関係の需要であった。明示がなく使途不明が211件、207万円あるが、その中にも入札・契約関係が含まれている可能性がある。

第2に、「その他担保」145万円には税金延納目的の証券需要がかなり多額に含まれ、輸出煙草代金延納担保(中央金庫)51万円と「大阪被服廠納 茶褐絨消費税供託引当」(神戸支店)6万円弱が主である。また、変わったものとして「兵器代担保として海軍公債貸渡」(大阪支店)15万円弱、「鉄道運賃後払担保として特別5分利公債」(札幌出張所)7万円強もあり、入札・契約とはやや異質な需要もあったのである。

第3に、官庁別に判明するのは1,172件539万円、店部別は309件194万円である。後者はおそらくいずれかの官庁との取引であろうが、官庁名の記載がなく、やむなく店部名で分類したものである。店部からの要請に応じての証券貸出には、元帳に使途まで記載せず店部に任せた形である。ただ「営業部」の金額があまりにも少なく、傘下の諸掛も含めてもまだ少ないのは、記載の仕方が恣意的あるいは不正確のためであって、実際には官庁別の大部分が営業部取引ではないかと想像される。したがって官庁別というのも、記載上官庁名が明らかなものということで、店部別と官庁別の区分は厳密ではないと思える。換言すれば店部別では相手先を知り得ないが、官庁別では明示されているから、そこからでも取引傾向を引き出しうることを評価したい。

第4に、1件当たり金額であるが、全平均では6,266円と計算される。店部別では本店石炭課の2件112,000円は特殊の使途として除外し⁽⁴⁾、営業部全体が5,566円、海軍関係4出張所が4,647円、支店群が25,513円、店部平均で9,534円である。ただし大阪支店57,120円、札幌出張所33,955円は特殊要因を含んでおり、それを除けば支店群は6,879円となる。特殊要因を除けば店部平均は5~6千円程度といえよう。それに対し官庁平均は4,603円とやや少額であるが、その内訳は陸海軍が2,856円、大蔵省関係1,659円、通信・鉄道関係9,037円、それ以外の官庁2,695円、諸都市1,862円で、店部平均より多くが少額である。特に印刷局の723円は少額多数取引の集合であって、海軍の諸部門も同様な傾向にあり、文部省以下の諸官庁、諸

第9表 有価証券貸借の目的別 (明33下~42下) 右 (金額単位:円)

番号	店 部	入札		契約		保証金等		その他担保		不明		誤謬訂正		計	
	石炭課					1	100,000			1	12,000			2	112,000
21	営業部									18	39,800			18	39,800
1	機械	24	90,550	12	46,300	1	22,200			5	61,700	1	1,800	43	222,550
3	雑貨	4	2,700	3	36,800					2	25,800	3	10,100	12	75,400
4	石炭	3	9,350	3	2,550					1	1,200			7	13,100
10	毛類			5	8,100									5	8,100
14	棉花糸布掛	6	9,900	4	1,550	1	250							11	11,700
15	金物掛					1	1,700							1	1,700
101	横浜船積取扱所					2	10,000	14	89,300					16	99,300
12	横浜出張員					5	12,250	2	83,250					7	95,500
	小計	37	112,500	27	95,300	11	146,400	16	172,550	27	140,500	4	11,900	122	679,150
6	横須賀出張員	22	43,550	7	9,000	4	75,429			11	33,200			44	161,179
7	呉出張員	3	16,800	1	10,000					33	202,900			37	229,700
8	佐世保出張員	1	3,000	2	4,000					20	72,250			23	79,250
9	舞鶴出張員	1	13,000							15	74,500			16	87,500
	小計	27	76,350	10	23,000	4	75,429			79	382,850			120	557,629
34	札幌出張所							1	72,000	4	15,400	4	218,200	9	305,600
35	横浜支店			1	3,200									1	3,200
22	大塚支店			1	1,200			1	147,000	18	994,200			20	1,142,400
23	神戸支店	1	8,150					5	55,700	2	52,050			8	115,900
30	名古屋支店									2	4,500			2	4,500
26	長崎支店	2	800	1	1,000					9	39,000			12	40,800
28	門司支店							1	500	3	9,000			4	9,500
33	京城出張所									8	43,000			8	43,000
25	台北			2	43,500					1	1,000			3	44,500
	小計	3	8,950	5	48,900			8	275,200	47	1,158,150	4	218,200	67	1,709,400
	店部計	67	197,800	42	167,200	15	221,829	24	447,750	153	1,681,500	8	230,100	309	2,946,179
65	陸軍	1	250	1	1,000									2	1,250
66	兵器本廠	2	16,100	6	7,400	2	800							10	24,300
67	陸軍被服廠	2	32,200	3	15,850	9	26,650			1	600			15	75,300
68	東京砲兵工廠	155	573,725	53	323,950	2	9,300					1	2	211	906,977
69	近衛師団経理部	1	800	5	2,100					4	600			10	3,500
71	海軍省	2	1,750			1	700							3	2,450
72	海軍造兵廠	23	16,900	18	78,329	1	150			2	1,300			44	96,679

番号	店 部	入札		契約		保証金等		その他担保		不明		誤謬訂正		計	
73	構須賀造船廠	37	34,950	14	11,550			1	1,500					52	48,000
74	構須賀海軍工廠	23	51,300	35	38,050	1	600			1	250			60	90,200
75	構須賀海軍経理部	4	1,950	2	650									6	2,600
76	海軍下瀬火薬製造所	12	9,700	1	400					1	600			14	10,700
77	鎮守府	2	800	1	3,600									3	4,400
78	構須賀海軍	22	34,650	10	31,041	1	5,750			2	3,100			35	74,541
79	構須賀兵器廠	3	900	1	700					1	100			5	1,700
	小計	289	775,975	150	514,620	17	43,950	1	1,500	12	6,550	1	2	470	1,342,597
80	大蔵省	5	10,950	1	2,100	1	1,250	7	9,350					14	23,650
82	印刷局	109	83,050	68	45,400	6	3,200			3	2,800			186	134,450
83	専売局			2	102,700	1	15,600					1	50,000	4	168,300
84	大蔵省臨時建築部	12	24,500	14	30,700									26	55,200
	小計	126	118,500	85	180,900	8	20,050	7	9,350	3	2,800	1	50,000	230	381,600
85	逓信省	30	74,550	5	19,550	2	3,000			1	2,100			38	99,200
86	鉄道局	75	584,850	9	59,200	5	24,300			7	14,250			96	682,600
87	鉄道作業局	95	1,148,800	33	656,200	6	16,400	3	38,000	6	73,300			143	1,932,700
88	北海道鉄道部	3	43,200	3	33,900									6	77,100
89	帝國鉄道庁	55	312,300	18	334,925			5	75,815					78	723,040
90	鉄道院	17	27,900	6	24,800									23	52,700
	小計	275	2,191,600	74	1,128,575	13	43,700	8	113,815	14	89,650			384	3,567,340
91	文部省	2	350	4	2,550	1	100			2	900			9	3,900
92	帝國大学	6	3,917	3	1,850									9	5,767
93	諸学校	3	3,250	3	2,650									6	5,900
95	内務省	2	1,600	3	700	1	700							6	3,000
97	農商務省山林局	6	16,300	1	11,800									7	28,100
96	その他諸官庁	8	10,100	9	17,800	6	80,350			1	9,500			24	117,750
	小計	27	35,517	23	37,350	8	81,150			3	10,400			61	164,417
98	東京市	1	200	10	45,850	1	50			2	1,750			14	47,850
99	電話交換局	1	200	1	300	1	200							3	700
100	諸市	4	1,800	6	3,150	2	500							12	5,450
	小計	6	2,200	17	49,300	4	750			2	1,750			29	54,000
	官庁計	723	3,123,792	347	1,795,620	50	189,600	16	124,665	34	111,150	2	50,002	1,172	5,394,829
103	中央金庫			3	52,150	6	4,900	29	508,520					38	565,570
	分類不能分	25	100,950	23	57,050	14	22,850	2	370,500	24	272,800	3	254,795	91	1,078,945
	合 計	815	3,422,542	417	2,187,145	85	439,179	71	1,451,435	211	2,065,450	13	534,897	1,612	10,100,648

都市も1件当たりが少額取引である。概していえば入札・契約の場合に少額取引が多く含まれている。

- (1) たとえば、「陸軍被服廠保証用軍事公債」や「兵器本廠 18 年式村田銃払下保証 整理公債」など。
- (2) たとえば中央金庫の「輸出煙草代金延納担保として供託 特別 5 分利、整理公債」「輸出煙草代担保 日鉄株」や「帝国鉄道庁、延滞保証金九鉄株、阪鶴株」、変わったものとして札幌出張所の「鉄道運賃後払担保」などがあるが、多いのは税金延納の担保用である。
- (3) 担保交換は札幌出張所で「公債証書ト引替ノ為貸 阪鶴株、九鉄株、日鉄株」や「札幌へ日鉄株ト引替 5 分利公債」など 22 万円、大蔵省専売局で「樟脳委託販売保証金交換納入 5 分利公債」5 万円がある。
- (4) 本店石炭課への証券貸出は「マニラにて石炭保証金として整理公債 94,000 円、軍事公債 6,000 円」および相手不詳の整理・軍事公債貸出 12,000 円で、営業店部で処理する案件とは異質のようである。

3) 入札・契約の内容

官庁取引の入札・契約における対象物を把握するのは、有価証券貸借からは意外と困難である。なぜならば帳簿での記載上、官庁別であっても対象物が欠けている場合が少なからずあり、もともと店部別に計上されている取引ではほとんどが対象物の記載を欠いている。したがって対象物が判明するものだけの考察であるが、傾向は提示できよう。判明したのは 833 件、304 万円分であり、品目別に分類すれば以下のごとくである。

金額的に最多は「外注」の 134 件 120 万円であるが、すべて鉄道局・鉄道作業局・帝国鉄道庁・鉄道院である。たとえば「鉄道作業局外注第 299 号入札保証」のような表示がほとんどで、「機械 a/c 鉄道局外注第 215 号入札保証」や「機械 a/c 鉄管作業外注第 216 号」があるところから、物産側の機械部門が担当する「外注作業」の入札と思われる。

「機械」では 137 件を数え 39 万円であるが、通信・鉄道関係が金額の大部分を占め、機関車やレール、電動機などが目立つ。印刷局も件数が多いが金額は少なく、印刷機を中心に種々雑多な機械が対象となっている。印刷機 4 台 1 万円が最大で、千円以下の入札も少なくない。陸海軍の件数は 34 件であるが、2 万円強に過ぎず、陸軍では東京砲兵工廠がほとんどを占め、工作機械が中心であり、海軍では工作機械、潜水機、羅針盤など雑多であり、いずれも少額の集合である。農商務関係は山林局の製材機、営林署の軌条であり、工業試験所は染色機械であった。大蔵省臨時建築部は汽罐や電機類である。注意すべきは参考表示した「店部別」において、

機械部取扱で 44 件 19 万円があり、内容不詳であるが、機械類の入札・契約であることは間違いない、機械全体ではこれも含めて考えるべきかも知れない。

「石炭」ではコークスを含め 178 件 47 万円あり、陸海軍、印刷局がほとんどを占め、学校関係、諸官庁もあるが、鉄道関係が意外に少ない。6.3 万円を筆頭に 1～2 万円が 7 件あるものの、数百円クラスが多くある。

「金属」では、128 件 54 万円を数え、多彩である。鉄・鋼製品(57 件 21 万円)には通信省の鉄線、鉄道庁の橋桁、陸海軍の鋼板類、市役所の鉄管など種々含まれている。錫は陸海軍、ニッケルは東京砲兵工廠、銅は横須賀造船廠と限定され、その他金属は市役所の鉛管、陸海軍の亜鉛、鉛が主である。

「繊維品」では 68 件 11 万円あり、陸海軍の毛布、木綿が多くを占め、印刷局・鉄道庁も散見される。帆布・ズック・フランネル・キャラコもある。1 万円超は 2 件に過ぎず、数百円クラスが少なくない。

「セメント」では 33 件 6 万円、陸海軍、大蔵省、文部省、鉄道作業局などであり、大蔵省の 2 件各 1 万円を除き、少額ばかりである。

「抄紙原料」79 件 3.3 万円はすべて印刷局であり、「抄紙原料 5,000 貫匁入札」や「甲パルプ 7,000 貫、乙パルプ 5,000 貫入札」などの表現で、これまた少額の集合である(1 件平均 418 円)。ただ時期が明治 38～42 年に限定されている。

「木材」では 19 件 10 万円を数えるが、鉄道局の枕木・電柱が主で、海軍の造船材、大蔵省臨時建築部の建築用材などもある。

「その他」54 件 13 万円では、工業薬品に東京砲兵工廠と下瀬火薬製造所の硝石が目立ち、印刷局の苛性曹達、砲兵工廠の硝酸曹達などが続く。要するに、火薬原料が多いということである。硫黄はすべて東京砲兵工廠であり、これも火薬原料と推測される。洋蠟・蠟燭はすべて横須賀海軍と東京砲兵工廠であった。

4) 貸出証券の種類

次に、この時期の有価証券貸借で貸し出された証券の種類をみよう。目的別と同様に店部別・官庁別に分類・整理したのが第 10 表である。この期間を通ずると、整理公債 242 万円、5 分利公債 165 万円、軍事公債 122 万円、海軍公債 80 万円、特別 5 分利公債 61 万円と続き、分類できない公債(「複合」欄)57 万円を含めると、727 万円で、全体の 72%におよぶ。供託金代用の大部分にはこの時期でも公債が使用されていたことに変わりない。但し諸公債がどんどん償還され、前掲の 43 年以降ほぼ 5 分利公債だけに絞られて行ったことを想起すれば、その直前までの姿といえよう。

第10表 有価証券貸借の証券別・相手先別（明33／下～42／下）

（金額単位：円）

番号	店 部	5分利公債		特別5分利		整理		軍事		海軍		複合		株式		その他、		不明		計			
21	営業部					14	38,750	4	1,050											18	39,800		
1	機械					23	98,750	13	63,300	4	16,000	1	4,500						3	40,000	44	222,550	
3	雑貨					9	35,600	3	34,550										3	5,250	15	75,400	
4	石炭					6	107,250	4	12,250	1	5,000								1	600	12	125,100	
10	毛類					5	8,100														5	8,100	
14	棉花糸布掛					9	4,450					2	7,250								11	11,700	
15	金物掛								1	1,700											1	1,700	
12	横浜出張員					4	2,050	3	84,000										1	9,450	8	95,500	
6	横浜買出張員	4	14,500	2	6,500	26	33,850	5	8,700			5	81,329					4	16,300	46	161,179		
7	呉出張員	8	46,000	10	76,000	11	51,600	4	9,000	1	7,000							4	33,100	3	7,000	41	229,700
8	佐世保出張員	3	13,000	1	8,000	12	33,200	4	10,500									1	2,500	4	12,050	25	79,250
9	舞鶴出張員	5	17,000	3	27,500	5	15,650	4	5,350									2	13,000	2	9,000	21	87,500
101	横浜船積取扱所	1	1,000			7	30,800	3	27,000	2	17,500	1	3,500					1	10,000	2	9,500	17	99,300
	小計	21	91,500	16	118,000	131	460,050	48	257,400	8	45,500	9	96,579	0	0			8	58,600	23	109,150	264	1,236,779
34	札幌出張所	4	48,700	2	76,000			2	8,400					3	172,500						11	305,600	
35	横浜支店					1	3,200														1	3,200	
22	大阪支店	6	72,000			6	40,500	4	43,000	2	160,000			2	726,900				1	100,000	21	1,142,400	
23	神戸支店					4	53,500	5	52,400	1	10,000										10	115,900	
30	名古屋支店			1	4,000														1	500	2	4,500	
26	長崎支店					8	25,800	4	15,000												12	40,800	
28	門司支店					3	8,500	2	1,000												5	9,500	
33	京城出張所	1	11,000			4	12,900	2	8,100									1	11,000		8	43,000	
25	台北					1	1,000	2	43,500												3	44,500	
	小計	11	131,700	3	80,000	27	145,400	21	171,400	3	170,000	0	0	5	899,400	1	11,000	2	100,500	73	1,709,400		
	店部計	32	223,200	19	198,000	158	605,450	69	428,800	11	215,500	9	96,579	5	899,400	9	69,600	25	209,650	337	2,946,179		
65	陸軍					2	1,250														2	1,250	
66	兵器本廠					7	7,000					1	15,000						2	2,300	10	24,300	
67	陸軍被服廠	3	11,200			8	46,550	2	4,800			1	10,600						2	2,150	16	75,300	
68	東京砲兵工廠	35	178,152	12	121,500	119	252,125	33	89,200	10	58,300	11	145,100					9	47,450	6	15,150	235	906,977
69	近衛師団経理部	8	2,150			2	1,350														10	3,500	
71	海軍省			1	1,000	2	1,450														3	2,450	
72	海軍造兵廠	3	1,800	1	2,000	34	16,850	3	1,450	1	72,629	2	1,550					1	400		45	96,679	
73	横浜買造船廠					43	40,950	4	3,200									2	1,800	3	2,050	52	48,000

番号	店 部	5分利公債	特別5分利	整理	軍事	海軍	複合	株式	その他、	不明	計											
74	樺須賀海軍工廠	3	8,000	2	4,200	46	44,450	8	12,850	5	7,750	3	9,550				3	3,400	70	90,200		
75	樺須賀海軍經理部					5	2,500											1	100	6	2,600	
76	海軍下瀬火薬製造所					8	7,750	4	1,950						1	500	1	500	14	10,700		
77	鎮守府					2	800											1	3,600	3	4,400	
78	樺須賀海軍					27	49,741	4	8,550			1	250		3	15,500	2	500	37	74,541		
79	樺須賀兵器廠					3	800	1	200									1	700	5	1,700	
	小計	52	201,302	16	128,700	308	473,566	59	122,200	16	138,679	19	182,050	0	16	65,650	22	30,450	508	1,342,597		
80	大蔵省	4	4,600	2	3,000	7	9,500	1	1,200						6	5,050	1	300	21	23,650		
82	印刷局	10	12,100	4	3,850	122	79,700	32	21,200	4	3,150	6	4,600		19	8,200	6	1,650	203	134,450		
83	専売局	2	34,600	1	50,000	1	42,000							1	29,700	1	12,000		6	168,300		
84	大蔵省臨時建築部	9	20,800	2	950	10	18,950	1	100	1	2,100			2	700	3	3,600	2	8,000	30	55,200	
	小計	25	72,100	9	57,800	140	150,150	34	22,500	5	5,250	6	4,600	3	30,400	29	28,850	9	9,950	260	381,600	
85	逓信省	1	2,500			25	66,700	11	22,300	1	700	1	4,500					1	2,500	40	99,200	
86	鉄道局	2	24,500	1	200	67	492,300	9	72,250	4	31,500				3	4,700	11	57,150	97	682,600		
87	鉄道作業局	19	436,350	9	59,000	62	393,600	24	322,100	7	394,500	13	235,300		1	5,000	13	86,850	148	1,932,700		
88	北海道鉄道部					4	35,100	1	40,000									1	2,000	6	77,100	
89	帝國鐵道行	21	277,400	8	35,000	28	37,800	8	40,200			2	29,800	11	282,540	8	10,100	3	10,200	89	723,040	
90	鐵道院	5	13,800	1	300	14	17,800	3	20,800											23	52,700	
	小計	48	754,550	19	94,500	200	1,043,300	56	517,650	12	426,700	16	269,600	11	282,540	12	19,800	29	158,700	403	3,567,340	
91	文部省					6	1,800	1	1,600						1	400	1	100	9	3,900		
92	帝國大學					6	3,167	1	1,200						1	400	1	1,000	9	5,767		
93	諸學校	1	1,000	1	700	2	2,250	2	1,950										6	5,900		
95	内務省	1	1,000			4	1,800												1	200	6	3,000
97	農商務省山林局	3	10,000			1	2,600	2	8,500	1	200				1	6,800			8	28,100		
96	その他諸官庁	6	77,300	3	18,500	8	9,050	3	7,150			1	3,250	2	1,800	2	700	25	117,750			
	小計	11	89,300	4	19,200	27	20,667	9	20,400	1	200	0	0	1	3,250	5	9,400	5	2,000	63	164,417	
98	東京市	4	34,500	1	200	7	12,400	3	750										15	47,850		
99	電話交換局					4	700												4	700		
100	諸市	2	1,200			3	800	2	900	1	600				3	650	1	1,300	12	5,450		
	小計	6	35,700	1	200	14	13,900	5	1,650	1	600	0	0	0	3	650	1	1,300	31	54,000		
	官庁計	142	1,152,952	49	300,400	689	1,701,583	163	684,400	35	571,429	41	456,250	15	316,190	65	124,350	66	202,400	1,265	5,509,954	
103	中央金庫	21	274,100	5	87,000	5	14,400	1	300					10	166,070	2	23,500	2	200	46	565,570	
	分類不能分	1	3,000	3	28,500	46	99,170	18	107,150	3	13,950	1	12,500	6	689,525	2	16,200	14	108,950	94	1,078,945	
	合 計	196	1,653,252	76	613,900	898	2,420,603	251	1,220,650	49	800,879	51	565,329	36	2,071,165	78	233,650	107	521,200	1,742	10,100,648	

株式が 207 万円あるが、大阪支店への阪鶴鉄道株 47 万円、日本燐寸株 26 万円、札幌出張所への阪鶴鉄道株 15 万円が含まれ、官庁向けでは帝国鉄道庁へ阪鶴株を中心に、九鉄株、山陽株、甲武株、日鉄株を合わせ 17 万円、中央金庫へもほぼ同銘柄 17 万円あり、分類不能分に「日本銀行仏国ベルン氏借入金 325,000 F へノ担保供託炭鉱汽船株」35 万円、取消訂正日本燐寸株 25 万円が含まれている。支店への株式貸出の用途は明らかでないが、官庁取引に帝国鉄道庁だけとはいえ株式が認められたこと、提供銘柄から物産の株式所有の一端も窺える。ベルン氏借入金担保は事情不明ながら特殊事例というべきであろう。

「不明」52 万円には大口として「大阪支店貸渡チャータード銀行預入」10 万円が含まれているが、大阪支店独自の借入があったことを意味しよう。

また、証券の差し入れ方であるが、入札ないし契約の場合、たとえば整理公債だけ、あるいは軍事公債だけの事例は数多くあるが、時には 1 契約で整理と軍事とか、5 分利と整理とか、複数の公債が組み合わされることも少なくない。たとえば「鉄道作業局入札保証金 軍事 3000、整理 200 3,200 円」の場合は軍事 3000 円と整理 200 円に分解できるので、それぞれに分類したが、「鉄道作業局外注第 310 号契約保証金 5 分利及び整理 9,000 円」のような場合は、5 分利と整理に分離できないので「複合」に分類せざるを得ない。1 種類の公債か、複数種類の公債かは何によって決まるのか気になるが、多額だから複数種類とは限らず、用途によると思えず、規定要因は見いだせない。ただ公債の券面額に大小があるので、取引額に応じて大小の券面額を組み合わせる提供したのかも知れない。相手先の要求もあり得るし、物産側の所有公債の種類構成から規定されているかも知れない。

5) 貸出期間

問題は本店から店部に貸し出された証券がいつ返還されるかである。既述のように、元帳の貸方に記載された貸出証券は、目的が終了したら返還、すなわち借方に記載されるはずである。決算期間ごとの貸方合計と借方合計が一致していないことはすでに指摘したが、個々の取引で貸借を照合し、一致するものを発掘していけば、不一致の原因も判明するはずである。しかしその照合を若干実行した結果、一致するものを見出す作業は難航し、発掘できた分はごく少ない。辛うじて得られた一致事例によって、貸出期間を計算してみると、意外にも貸出日と返還日が同日の事例がかなり多くみられる。ということは入札日ないし契約日に持ち込み、終了すればすぐに用済みで返却されることに他ならない。もちろん数日、あるいは月余の場合もあるが、数カ月、年余となるものは見つからなかった。但し、それは東京周辺の取引の場合である。大阪支店をはじめ地方店部への貸出は、即日返還はあり得ず、少なくとも証券送付・返送の日数がかかるのは当然で、幾日かが費やされる。

4. 企業・個人における対象先別の貸借と貸出証券の内容

以上で考察したのは、いわゆる官庁取引での入札・契約に際して、店部が供託金ないし保証金代用として提出する証券を本店が貸し出す行為であった。しかし元帳の有価証券貸借勘定には、以上のような貸出ばかりでなく、物産の民間取引先・個人との証券貸借、銀行との証券貸借も数多く登場する。すでに指摘したように、それも物産の営業活動の一部を構成する以上、考察が必要であろう。ただし、官庁取引にからむ店部への証券貸出が、本部から店部への営業支援の一環であるのに対し、民間取引先・銀行等との証券貸借は異なった範疇といわねばならない。ここで本稿の考察対象期間全体を通じての民間取引先・個人との証券貸借関係をまとめて取り上げることとする。その場合、企業・個人の中で日本精製糖は別格に大きな取引なので、考察の便宜上別扱いとしよう。

1) 日本精製糖

同社は明治 28(1895)年 12 月 7 日、鈴木藤三郎、長尾三十郎らによって東京に設立された製糖会社である(資本金 30 万円、社長は長尾、専任取締役兼技師長は鈴木)。そして同じく 12 月 22 日に渋沢栄一と大阪の資本家達によって日本精糖が設立されている(資本金 150 万円、社長は松本重太郎、常務は佐野常樹、渋沢は取締役役に名を連ねた)⁽¹⁾。両者は明治期の代表的製糖会社に数えられ、明治 39(1906)年 11 月に合併して大日本製糖となっている⁽²⁾。日本精製糖は、鈴木が経営した鈴木製糖部(小名木川に工場)を継承しているが⁽³⁾、三井物産には信用取引を認められ、原料糖買付を依存する関係にあった⁽⁴⁾。

有価証券貸借上、日本精製糖が登場するのは明治 32(1899)年末から 37 年末までの 5 年間であるが、第 11 表にみるとおり延べ 300 件前後、960 万円が記載されている。明 33/下~42/下(約 10 年間)の官庁取引が延べ 1,000 万円の規模であったから、日本精製糖の取引はただ 1 社で短期間にいかにも多額であった。金額的にみて明治 35 年前後に集中しており、32 年から増加して 35 年でピークに達し、以後減少して 37 年末で終了するという推移である。取引内容は今ひとつ明らかでないが、圧倒的なのは「日本精製糖会社分担保預 三井倉庫証券#1384」に代表されるような事例で、物産が日本精製糖との取引を担保するために倉庫証券を預かり、取引終了後の返還するというものであった。しばしば「三井証券#616 1,600 俵」のような記載もあるから、日本精製糖が営業倉庫に入れた原糖の倉庫証券を物産に差し入れる行為といえよう⁽⁵⁾。同社は東京所在であるから、おそらく物産の営業部雑貨掛が相手であったろう⁽⁶⁾。

持ち込まれる倉庫証券では、三井倉庫が圧倒的に多く 234 件 278 万円、中央倉庫 47 件 109 万円、東京倉庫 16 件 55 万円、中外倉庫 27 件 19 万円、澁澤倉庫 12 件 14 万円、倉庫会社名不詳が 343 万円ある。いずれにせよ倉庫証券の持ち込みが圧倒的であるが、「雑伝 119 日本精製

第 11 表 日本精製糖の証券貸借の決算期別

(金額単位:円)

決算期	借方		貸方	
明 32.12	1	150,000	3	88,950
33. 6	3	797,600	2	73,650
12	8	656,701	6	1,184,790
34. 6	11	529,792	8	301,363
12	64	2,309,319	72	1,881,417
35. 6	136	1,974,307	155	2,228,809
12	30	1,981,711	55	1,839,941
36. 6	10	415,380	34	1,451,835
12	1	10	1	6,500
37. 6	7	459,000	3	183,600
12	3	176,606	6	421,006
計	274	9,450,426	345	9,661,861

糖会社ヨリ担保トシテ銀行担保保証付約手 1 通預カル」というように約束手形の差入れも 6 件 134 万円ある。「銀行保証付」と安全確保となっていることが注目される。これらは「4 通 56 万円」(64 日後返還)、「約手 3 枚 30 万円」(81 日)、「2 通 22.5 万円」(約 11 カ月)や 14 万円(81 日)、10 万円(81 日)など高額な手形であった(12,600 円の場合は 84 日)。

また、物産が日本精製糖へ証券貸出をおこなった事例も数件ある。「日本製糖会社貸渡 5 分利公債戻ル」「日本製糖会社貸渡株 200 戻ル」などの表現であるが、4 件 81,000 円に過ぎない。

担保の「預かりー返還」の事例は 300 以上あるが、対応関係が確認でき期間が計算できたのは 66 件 257 万円に止まる。第 12 表はその一覧であるが、銀行保証付約手の 337 日 1 件、64～81 日 5 件は別として、倉庫証券預かりでは澁澤倉庫 3 件 241 日が長く、72 日、62 日各 1 件が例外で、31～48 日が 6 件、11～30 日が 17 件、10 日未満が 32 件を数え、短期が多いことを示している。サンプルが少ないので断定はできないが、短期間の取引に倉庫証券の差入れで安全が図られていたようである。

- (1) 糖業協会編『近代日本糖業史 上巻』194、196 頁。
- (2) 同上、320 頁。
- (3) 同上、194 頁。
- (4) 三井商店理事会議事録によれば、「日本精製(糖)会社信用程度変更の件」と題して次の記述がある。

第12表 日本精製糖の証券貸借の期間計算

(単位:円)

	預り日			返却日			日数	摘要(伝票番号・事態・担保内容など)	丁数	金額
1	M33	3	13	33	6	5	84	No.86 製糖会社約定担保トシテ約手	229	12,600
2	M33	5	17	33	7	20	64	No.101 雑貨掛日本精製糖会社ヨリ砂糖代換品トシテ約手 No.387/90 四通	120	560,000
3	M33	6	6	34	5	9	337	日本精製糖会社分担保トシテ銀行担保付約手#294, 298 二通預ル	220	225,000
4	M33	9	10	33	11	30	81	雑伝 119 日本精製糖会社ヨリ担保トシテ銀行担保保証付き約手1通預ル	244	100,000
5	M33	9	10	33	11	30	81	雑伝 119 日本精製糖会社ヨリ担保トシテ銀行担保保証付き約手1通預ル	244	143,490
6	M33	9	10	33	9	26	16	雑伝 120 同上 三銀預証券#461	244	34,000
7	M33	9	10	33	9	26	16	雑伝 120 同上三銀預証券#462	244	34,000
8	M33	9	10	34	5	9	241	雑伝 121 同上 汎沢倉庫証券#217	244	12,325
9	M33	9	10	34	5	9	241	雑伝 121 同上 汎沢倉庫証券#395	244	16,150
10	M33	9	10	34	5	9	241	雑伝 121 同上 汎沢倉庫証券#624	244	16,736
11	M33	9	10	33	11	30	81	雑伝 113 同上銀行保証約手三枚	244	300,000
12	M34	6	14	34	6	18	4	伝 163 日本精製糖簡保預証券#275	270	5,208
13	M34	7	2	34	9	2	62	伝 174 日本精製糖会社5担保トシテ三井倉庫#649 預証券	67	19,552
14	M34	7	24	34	8	23	30	伝 5 日本精製糖会社ヨリ担保トシテ預三井証券#647		66,120
15	M34	7	27	34	8	2	6	伝 13 日本精製糖会社ヨリ担保トシテ預三井証券#1383		13,015
16	M34	9	19	34	11	30	72	伝 69 日本精製糖会社担保入 三井証券#649 580 俵	490	5,452
17	M34	12	27	34	12	28	1	伝 153 日本精製糖担保戻シ 三井 2647	55	1,800
18	M34	12	27	34	12	28	1	伝 153 日本精製糖担保戻シ 三井 2137	55	9,300
19	M34	12	27	34	12	28	1	伝 153 日本精製糖担保戻シ 三井 535	55	4,750
20	M34	12	27	34	12	28	1	伝 153 日本精製糖担保戻シ 三井 1390	55	2,632
21	M35	1	27	35	2	19	23	伝 168 日本精製糖会社担保入 中外証券#123	179	1,760
22	M35	2	6	35	2	15	9	伝 171 日本精製糖会社担保入 中央 4760	180	5,764
23	M35	2	7	35	2	12	5	伝 172 日本精製糖会社担保戻 中央 10	264	8,965
24	M35	2	8	35	2	17	9	伝 173 日本精製糖会社担保入 中外 5143	185	33,425
25	M35	2	10	35	2	19	9	伝 175 日本精製糖会社担保入 三井 2561	197	22,500
26	M35	2	14	35	2	19	5	伝 177 日本精製糖会社担保入 中外 10	226	3,465
27	M35	2	22	35	2	22	0	伝 184 日本精製糖会社担保戻 中外 8	254	14,413
28	M35	2	25	35	3	12	15	伝 185 日本精製糖会社担保戻 中外 8	328	10,588
29	M35	3	17	35	3	20	3	伝 199 日本精製糖会社担保入 東京 2358	430	87,675
30	M35	3	20	35	4	18	29	伝 203 日本精製糖会社担保入 中央 95	392	12,780
31	M35	3	20	35	3	24	4	伝 207 日本精製糖会社担保入 東京 2358	407	56,175
32	M35	3	20	35	4	2	13	伝 207 日本精製糖会社担保入 三井 188	407	5,000
33	M35	3	25	35	3	26	1	伝 210 日本精製糖会社担保入 東京 2358	446	36,575
34	M35	3	28	35	3	28	0	伝 213 日本精製糖会社担保入 東京 2358	450	13,825
35	M35	3	31	35	4	2	2	伝 220 " " 三井 202	495	3,300
36	M35	4	2	35	4	4	2	伝 223 日本精製糖担保入 三井 202	458	3,300
37	M35	4	5	35	4	8	3	伝 226 日本精製糖担保入 三井 175	5	2,500
38	M35	4	5	35	4	17	12	伝 226 日本精製糖担保入 三井 2561	5	15,300
39	M35	4	8	35	5	7	29	伝 228 日本精製糖担保入 中央 5143	483	26,285
40	M35	4	8	35	4	12	4	伝 228 日本精製糖担保入 三井 120	483	4,400
41	M35	4	18	35	4	26	8	伝 241 " " 三井 2561	35	11,700
42	M35	4	22	35	4	29	7	伝 248 雑貨 a/c 日本精製糖担保入 汎沢 294	45	10,450
43	M35	5	7	35	5	13	6	伝 268 雑貨 a/c 日本精製糖担保入 三井 2561	129	4,050
44	M35	5	7	35	5	10	3	伝 268 雑貨 a/c 日本精製糖担保入 汎沢 294	129	5,700
45	M35	5	20	35	6	4	15	伝 294 " 日本精製糖担保入ル 三井保?#40	165	35,000
46	M35	5	20	35	6	4	15	伝 294 " 日本精製糖担保入ル 三井保?#41	166	35,000
47	M35	5	20	35	7	2	43	伝 294 " 日本精製糖担保入ル 三井保?#42	166	16,625
48	M35	5	20	35	7	7	48	伝 293 " 日本精製糖担保入ル 三井 319	166	13,296
49	M35	5	23	35	5	26	3	伝 302 " 日本精製糖保証 三井 44	76	5,107
50	M35	5	23	35	7	4	42	伝 303 " 日本精製糖保証 三井 2651	220	1,350
51	M35	5	28	35	6	20	23	伝 310 " 日本精製糖担保入 三井銀行 49	209	35,000
52	M35	5	28	35	6	4	7	伝 310 " 日本精製糖担保入 中央 752	209	13,211
53	M35	6	9	35	7	7	28	伝 321 雑貨 a/c 日本精製糖会社担保入 三井 57	282	35,000
54	M35	6	12	35	7	17	35	伝 322 雑貨 a/c 日本精製糖会社担保入ル 三井	285	21,210
55	M35	6	18	35	7	2	14	伝 331 雑貨 a/c 日本精製糖会社担保入ル 中央 3143	318	23,835
56	M35	6	23	35	6	27	4	伝 338 " 日本精製糖担保入 三井	18	28,035
57	M35	6	23	35	6	27	4	伝 338 " 日本精製糖担保入 中央 99	18	8,653
58	M35	8	13	35	8	14	1	伝 376 精糖会社担保	228	18,354
59	M35	8	16	35	8	18	2	伝 379 製糖会社担保	222	10,374
60	M35	8	25	35	8	27	2	伝 385 製糖会社担保品	275	32,128
61	M35	8	29	35	9	13	15	伝 392 製糖会社担保品	291	8,000
62	M35	9	1	35	9	6	5	伝 398 製糖会社担保品	302	35,000
63	M36	4	10	36	5	11	31	伝 326 精糖会社約手ニテ貸渡金ニ対スル鐘紡債券	6	50,000
64	M36	4	27	36	5	11	14	伝 557 精糖会社担保品	48	27,000
65	M36	4	28	36	5	22	24	伝 559 精糖会社担保品	55	54,000
66	M37	5	14	37	6	28	45	伝 648 日本製精糖会社ヨリ入ル中村倉庫#1995	186	96,300
	計						66件			2,571,723

(備考) 日数は預り日から返却日まで。摘要は帳簿記載のまま表示。

「同社へハ従来参万円ヲ計リ信用取引ヲ為シ、其以上ニ上ル時ハ同社取引銀行ノ保証ヲ附セシメ居リタル処、……曩ニ資本ヲ貳百万円トシ、現在払込済ノ分既ニ百貳拾万円ニ達シ、信用確實ナルノミナラス原料砂糖ノ買付方ハ大半当社へ委託致居ニ付、此際貳拾五万円迄ヲ限り銀行ノ保証無之トモ信用取引ヲ為スコトニ致度コト」
（『三井事業史 資料篇四上』454頁）

明治32年7月25日にこの件は可決されているが、内容からすれば設立後4年弱経過した同社を物産が好評価していること、原糖買付を物産が受託していることが知られる。

- (5) 明治37年6月には「日本精製糖会社ヨリ爪哇糖担保」「日本精製糖会社担保品爪哇糖東保稅倉庫#101」「日本精製糖会社ヨリ双車糖3,000袋担保トシテ入」の記載があるので、原糖輸入に物産が関与していたのであろう。
- (6) 有価証券貸借勘定には「雜貨 a/c 日本精製糖担保入 三井 57」や「雜伝 121 澁澤倉庫証券#217」のような記載があり、営業部の雜貨掛との関係を推測させる。「雜伝」は雜貨掛での伝票番号であらう。

2) 一般企業取引

日本精製糖以外に民間取引がなかったわけではないが、その数は限られていた。第13表は一般企業に対する証券貸借の状況であるが、当該期間を通じて40数件、50万円の程度であるから、日本精製糖の貸借金額の1/20の規模に過ぎない。各決算期において散発的に発生する程度であった。企業名を列記すれば中井商店、根岸製作所、浜谷製帽、東海物産、芳谷炭鉱、北海道炭鉱、明治護謨製造所、宇都宮製粉、東京製皮、白石興産、横浜鉄道、東京市街鉄道、日清紡績、玉川建鐵、日本麦酒、品川毛織、後藤毛織製造所、新潟羽二重精鍊所、台湾製糖、東京電気鉄道、中央新聞社、横浜ダブル商会、壽屋、日本セメント、長崎電灯、泰平組合、東京肥料問屋組合、日本赤十字社がそのすべてである。いわゆる大企業は少なく、中程度の企業であった。その発生事情は①「中央新聞社、輪転機代金ニ対スル約手担保トシテ東京市街鉄道株600株」(19,500円)、「後藤毛織製造所分手形支払ノ担保トシテ大阪毛布480株」(1.2万円)、「東京製皮会社ヨリ牛皮買付代支払保証トシテ台湾製糖1,000株」(5,000円)、「芳谷炭鉱石炭代前渡金ニ対スル担保トシテ芳谷炭鉱100株」(2万円)のように具体的に目的を示して株式を差入れる事例、②「中井商店ヨリ担保トシテ王子製紙株600枚預カル」(3万円)、「宇都宮製粉担保日鉄株250」(3,125円)のようにただ取引保全のために株式を差入れる事例、③「東海物産入札用受入 整理公債」(1.3万円)、「東京市街鉄道契約保証金入 整理」(9,500円)のごとく入札・契約に際しての公債差入れの事例、いずれも民間企業からの担保預かりであるが、他

第13表 一般企業の証券貸借の決算期別

(金額単位:円)

決算期	借方		貸方		決算期	借方		貸方	
明 31.12					37. 12	2	14,500	3	41,000
32. 6					38. 6	2	13,000		
12	3	60,200	2	32,000	12	7	71,600	5	32,200
33. 6			1	30,000	39. 6	3	39,000	2	27,000
12	5	39,500	1	2,500	12	1	500	2	28,900
34. 6	3	19,600	1	1,000	40. 6	3	5,400	6	31,400
12	4	28,683	4	23,153	12				
35. 6	1	6,250	2	5,500	41. 6	2	115,500	2	100,500
12	1	29,700	2	37,100	12				
36. 6	3	9,425	4	29,625	42. 6			2	10,200
12	1	100	2	19,750	12			1	100
37. 6			5	44,100	計	41	452,958	47	496,028

方、④「北海道鉄道入札保証 整理」(17,100円)、「同 契約保証 整理」(3万円)、「東京市街鉄道機械入札保証 整理」(14,500円)、「日本麦酒契約保証 整理」(5,250円)、「横浜鉄道機関車契約保証金 5分利、特別5分利公債、国庫債券」(1.6万円)のように物産が民間企業の入札・契約に際して公債を差し入れる事例もある。特殊なものとして⑤「台湾製糖会社へ貸渡ス 同会社株600, 貸渡料額面ニ対シ年1.5%」(3万円)や「長崎電灯会社 株券貸借」(500円)のように民間企業の必要に応じての株式貸付もあった。

これらを整理すれば、民間企業から物産が担保証券を受け入れる場合が、19件16万円、逆に物産が民間企業の入札・契約に参加するために証券を差し出す場合が19件、19万円程度と概算される(借方ベース)。

貸借期間が把握できた分をまとめたのが第14表であるが、物産が預かった分13件12万円、物産が差し入れた分13件、21万円であった。前者において最長は芳谷炭鉱前渡金の担保であるが807日におよび、根岸製作所498日、東京製皮390日など1年を超えるもの3件、芳谷炭鉱301日、東海物産282日以下90日以上が5件続き、90日未満が3件で、全体としてかなり長い印象である。他方、後者において最長は東京市街鉄道の696日、623日、504日で、横浜鉄道の290日、280日、211日がそれに次ぐ。いずれも契約保証金であるが、反面、北海道鉄道入札保証や横浜鉄道セメント契約保証は即日返却であり、同じ横浜鉄道でも期間が異なる事情は

第 14 表 一般企業（期間計算）

		預り日	返却日	日数	摘	要	金額
1	M32	10 23	32 11	25 33	伝 50 中井支店ヨリ新王子製紙株 710		29,200
2	M32	10 23	34 3	4 498	// 根岸製作所整理公債		1,000
3	M32	11 25	33 2	23 90	雑№.67 中井支店ヨリ担保トシテ王子製鉄株 600 枚預ル		30,000
4	M33	12 1	34 9	9 282	東海物産株式会社保証用受入 鐘紡株		2,000
5	M33	12 4	36 2	19 807	芳谷炭鉱石炭代前渡金ニ対スル担保トシテ芳谷炭鉱 100 株入		20,000
6	M34	4 15	34 7	15 91	伝 150 北海道炭鉱会社分担保預 整理公債		7,100
7	M34	5 3	34 8	29 118	伝 139 合資会社明治治護 製造所担保預 整理		500
8	M34	11 28	35 4	18 141	伝 115 明治ゴム会社ヘゴム 20pelob 注文証権金入(整理)		500
9	M35	12 27	36 5	30 154	伝 470 宇都宮製粉会社担保日鉄株 250		3,125
10	M36	2 19	36 3	16 25	伝 320 芳谷炭坑担保自社株券 60		6,000
11	M37	10 26	38 11	20 390	伝 70 東京製皮会社ヨリ牛皮買付代支払保証トシテ台湾製糖 1000 株		5,000
12	M38	9 9	38 11	27 79	伝 6395 白石興産合名会社ヨリワラ(小麦)300 屯注文証権金トシテ国債500円券4枚		2,000
13	M39	5 17	40 3	14 301	伝 568 芳谷炭坑年賦金貸金ノ担保トシテ預リ日本銀行 10 株、東京瓦斯 100 炭鉱鉄道 100 株		12,000
14	M34	8 10	34 8	10 0	伝 141 北海道鉄道入札保証戻入(整理)		17,100
15	M39	2 26	39 2	26 0	伝 2 横浜鉄道セメント入札保証金戻入 整理		500
	小計				15件		136,525
1	M37	3 2	37 6	22 112	伝 60 東京市街鉄道契保証入 整理		9,500
2	M37	1 9	38 9	23 623	伝 476 東京市街鉄道会社コンテンツング 保証金 整理		6,600
3	M37	6 22	38 11	8 504	伝 342 東京市街鉄道社納ゼネレータ及汽缶買入契約保証金 5%利		10,000
4	M36	12 15	38 11	10 696	伝 342 4 千「キロワット」ターボゼネレータ一勵磁気配電盤其他契役保証金		14,500
5	M39	5 10	39 5	11 1	伝 140 横浜鉄道会社入保金戻入海事公債		26,500
6	M39	7 18	40 1	21 290	伝 421 横浜鉄道会社セメント契約保証金 整理		600
7	M39	10 5	40 5	4 211	伝 436 横浜鉄道会社セメント保証金 整理		1,300
8	M40	4 12	40 6	20 69	J601 12/4 入帳#2109 横浜鉄道契約保証金 特別五分利戻ス		3,500
9	M40	6 18	41 3	24 280	伝 487 横浜鉄道会社契約保戻ル第 2 国債、特五、2 件		15,500
10	M41	1 21	41 4	28 98	J546 22/1 入帳伝 79 日清紡績会社電氣株?会社ニ対スル契保二重戻ス		100,000
	小計				10件		188,000
	合計				25件		324,525

不明である。官庁取引でみたような短期間ではない事例がみられるのが注目される。

3) 個人・個人商店

ところで有価証券貸借勘定には、会社形態をとってない個人商店や個人も登場する。益田孝(3件)、朝吹英二・澄子、飯田義一、渡辺専次郎のような個人は三井関係者として特別な証券貸借と想像されるが、個人名であっても営業行為としての証券貸借は個人商店と共に考察されるべきであろう。

第15表によれば個人・個人商店は担保預かり(左)側で237件204万円を数え、少なからぬ規模である。但し明治36(1903)年前後を別として每期必ずしも大きな金額ではない。特に35年下~36年上が件数も多く、多額であったのは富倉林蔵の頻繁な担保出入りによるものであった。そのほとんどが株式預かりで、数件には「富倉林蔵ヨリ蘭貢米代担保トシテ入ル 九鉄株200」のような記載があり、その分は輸入米代金支払いの保証としての株式担保であることが判明する⁽¹⁾。それ以外はただ「担保」の記載のみで事情は明らかでない。

富倉の取引は35年8月~38年3月だけであり、特に35年8月から36年7月の期間に集中している。富倉に続いてラングーン米輸入には阿部彦太郎、岩崎清七、太田利兵衛、松村金兵

第15表 個人・個人商店の証券貸借の決算期別

(金額単位:円)

決算期	借方		貸方	
明 31.12	1	7,248	1	7,248
32. 6				
12	29	79,419	6	9,000
33. 6	2	500	8	28,525
12	12	36,886	8	12,843
34. 6	10	38,457	19	53,284
12	19	56,225	24	58,582
35. 6			1	3,000
12	34	292,718	4	163,145
36. 6	50	527,243	25	469,805
12	5	18,140	14	234,135
37. 6	9	342,483	9	72,872
計	237	2,049,047	176	1,934,574

衛衛、吉田政次郎、栗生武右衛門、サイゴン米輸入では伊藤宇平・宮崎貞吉、蘭貢白米と台湾玄米輸入で福田友治、台湾2期米移入で荒川伊平など、36年3月～39年7月の間に登場している。富倉だけでなく、上記は輸入米が明示されている場合であって、彼等にも「担保」とだけ記載されている場合もあり、実際には輸入米取引での担保はもっと多い可能性もある。いずれにせよ、輸入米に関する取引で物産が多くの商人と関係し、担保を求めていることが注目されよう⁽²⁾。

輸入米以外の目的で担保差入れを探すと、さまざまな商品取引での保証金がみられる⁽³⁾。中には取引開始保証金や売掛金担保、身元保証金のような場合もある⁽⁴⁾。目的が明示されず単に「担保」としか記載されていないものも多数あり、現実にはさらに多種多様であったろう。差入れ証券では株式が圧倒的に多いが、公債類、銀行定期預金証書も散見される。物産側としては、官庁取引には要求に従い公債を提出したと想像されるが、民間業者との取引には公債は例外的で株式を容認せざるを得なかったと思われる。なぜならば、業者は公債を所有せず、株式では安全性にやや疑問があるとはいえ、株式しか提出できなかったからであろう。

なお、半田商店だけは以上とは逆で、物産が生糸買付の証拠金として同店に公債を渡している。すなわち「生糸証拠金トシテ半田渡 軍事公債1,400円」「半田商店渡生糸200俵2月限貸付保証金 整理公債1,000円」などの記載が貸方にあり(6件35,700円)、その返却が借方に登場する(12件35,960円)。

個人・個人商店取引を累計して件数の多い者・金額の大きい者を抽出すると、次の通りである。借方(証券預かり)合計と貸方(証券返却)合計を示そう。

富倉林蔵	62件	646,653円	25件	637,585円
益田 孝	3件	201,150円	2件	134,900円
岩崎清七	5件	174,090円	11件	167,090円
阿部彦太郎	2件	98,980円	1件	125,000円
松村金兵衛	4件	90,841円	2件	86,363円
朝吹英二	2件	80,000円	2件	60,000円
由利長右衛門	1件	79,750円		
青木儀兵衛	7件	50,325円	9件	47,825円
中島喜之助	9件	37,614円	8件	33,034円
太田利兵衛	3件	28,372円	6件	107,622円
三木儀助	4件	18,830円	5件	19,342円
立川建蔵	5件	11,250円		
植村伝助	2件	9,397円	1件	72,629円

一見して富倉林蔵が別格であり、一時的にせよ物産と深い関係にあったことを物語っている。益田孝・朝吹英二からの証券預かりは営業上の取引ではあるまいが、金額が大きい。営業的には岩崎清七、阿部彦太郎、松村金兵衛、由利長右衛門、植村伝助などが大口商人であった。奇妙なのは借方と貸方が大きく食い違っている事例が散見されることである。件数の違いは統合または分割と想像されるが、金額の大幅な不一致は説明しがたく、不可解のままである。

最後に、期間計算をおこなってみよう。第 16 表は判明した限りの 60 件であるが、全体の 1/4 程度にすぎない。本橋利兵衛の 732 日と 564 日、加藤友二郎 706 日が最長クラスで、300 日を超えるのは内山和助 370 日、大富育造 356 日、岩崎清七 344 日、滝沢弁吉 308 日、富坂与八 308 日の 5 件、半年以上 7 件、3 カ月以上 17 件、1 カ月以上 21 件、1 カ月未満 7 件という内訳である。摘要の表示が不十分なので、証券差入れの事情が明らかでないのが残念であるが、期間の長いケースが少なくない。官庁取引の入札・契約締結のような一時的な必要とは異なり、物産との継続的な取引における担保なら長期間差入れとなるのも領けよう。単発であっても取引事態が短期で終わらない場合も同様であろう。同一人であっても取引事態が異なれば、差入れ期間が異なるのも当然で、第 16 表はそのことを物語っているようである。取引額の大小と期間は相関でなく、取引内容に期間は規定されているように思われる。

ところで個人・個人商店を名寄せすれば、79 となる⁽⁵⁾。富倉林蔵は別格として複数回登場する者が若干いる反面、1 回だけの者も少なくない。その中で身元が判明した者は僅かである。第 17 表は、明治 34 年の『銀行会社要録 役員録』から判明した住所・職業・役員兼職状況であるが、全体の 2 割強 18 人にすぎない。群馬県伊勢崎の米穀商(内山和助)、横浜の砂糖商(安部幸兵衛)以外は、東京所在の商人達である。例外は三井銀行箱崎倉庫主任の高津次盛と日本護謨社長山崎和七であるが、後者は「幅出器械及仕上器械各 1 台ニ対スル証拠金 1600 円」とあり、護謨製造業者の機械購入に関するものであった⁽⁶⁾。第 17 表では米穀商が多くみられ(6 人)、前述の輸入米取扱が背景にある。また、繊維関係がそれに次いでいる(4 人)。ほとんどの者が職業に関係する企業や銀行の役員となっており、有力商人であることを示唆している。

もう一つの材料は職業・納税額を示した第 18 表である(15 人)。第 17 表で登場した者の多くがここにもみられるが(11 人)、新たに 4 人(米穀商岩崎清七、洋服商植村伝七、革問屋小泉久七・辻庫吉)が追加される。

- (1) 富倉林蔵分では明治 35(1902)年 11 月 10 日の北海道炭鉱 140 株 2,800 円・東洋汽船 60 株 1,500 円、35 年 12 月 20 日の九鉄 240 株 6,000 円、郵船 330 株 4,125 円、36 年 3 月 23 日の炭鉱 405 株 8,100 円、37 年 12 月 7 日の炭鉱株 1 万円、38 年 3 月 15 日の東京保税倉庫証券 1.2 万円、いずれもラングーン米代金の担保であり、36 年 3 月 23 日には西貢米代の担保として街鉄 240 株 6,000 円があった。

第 16 表 個人の証券貸借の期間計算

(単位:円)

	預り日	返却日	日数	摘 要	金 額
1	M38 7 15 38 8 29 45			伝 126 毛皮手直シ保証金青木栄次郎ヨリ入第1回国債券	1,000
2	M38 5 5 38 6 20 46			伝 250 青木直治へ器械2台支払証拠金戻入軍事	1,000
3	M36 12 16 37 6 3 170			伝 631 池田鈴之助 硝子契約保証?50 株	500
4	M38 3 29 38 12 20 266			伝 186 伊藤半平、宮崎貞吉分西貢白米注文証拠金軍事・整理・国庫	4,000
5	M39 3 6 39 4 16 41			伝 4 今井孫市ヨリ牛生豆粕ニ対スル保証金入国庫債券 18 枚	13,000
6	M36 8 26 37 8 4 344			伝 627 岩崎清七担保金日本商船 50、石川島造船 12、浦賀船渠 18、勸業銀行 11、倉庫銀行 50	5,590
7	M37 5 14 37 6 15 32			伝 650 岩崎清七ヨリ蘭貢米代担保	22,500
8	M34 4 25 35 2 15 296			伝 198 上田安三部分アルウキン信用状 1500ノ担保トシテ日本製精糖会社新株 100 株預ル	3,000
9	M34 4 9 34 8 20 133			伝 25 植村伝助分担保預 洪沢倉庫券	3,047
10	M32 11 1 33 11 5 370			内山和助ヨリ担保トシ軍事・整理	1,550
11	M36 4 16 36 7 22 97			伝 173 大瀧龍五郎担保帝国石油株 100、高田石油株 200 入ル	4,300
12	M36 7 22 37 2 29 222			伝 191 大瀧龍五郎戻入保証預高田石油 200	3,000
13	M37 4 11 37 11 7 210			伝 226 大瀧龍五郎ヨリ石炭売買代金担保、五越鉄道 20 株	1,000
14	M35 8 21 36 6 12 295			伝 384 太田利兵衛ヨリ郵船株 60	3,000
15	M38 3 14 38 5 18 65			伝 682 太田利兵衛?号積ラングーン米代担保トシテ入日本鉄道株新 300 株	10,500
16	M32 9 15 33 9 5 356			6/9 大富育造ヨリ信用状 ¥9,000の内整理	4,000
17	M37 5 5 37 8 11 98			岡田正太郎ヨリ売掛金担保富士紡績会社株 200	10,000
18	M35 8 26 35 12 22 118			伝 387 加藤清樹契保山陽株 50	2,500
19	M32 10 23 34 9 28 706			" 加藤友二郎ヨリ東洋汽船株 50	1,250
20	M33 4 10 33 5 21 41			川田富造ヨリ担保トシテ整理公債預ル	200
21	M36 1 15 36 6 23 159			伝 479 栗生武二郎担保軍事整理	200
22	M37 12 1 38 5 20 170			伝 675 粟生武右衛門蘭貢代担保トシテ入街鉄株	750
23	M38 4 20 38 9 12 145			小泉久七、辻庫吉契約熟皮担保株預ル横浜船渠、横浜火災、帝国商業銀行株	5,095
24	M36 6 8 36 8 19 72			伝 593 島田新助担保中央倉庫 25	1,625
25	M32 10 23 32 11 13 21			" 志村吉蔵ヨリ 整理公債	300
26	M32 10 23 32 12 7 45			" 杉山周蔵他一名山庄株、郵船株、東株、人造肥料株	8,000
27	M33 8 4 33 11 28 116			肥伝 No.8 鈴廉保家 同断 480	882
28	M34 4 18 34 7 6 79			伝 138 鈴木三郎助分硝酸曹達証拠金トシテ三銀定期預金証書	950
29	M35 8 14 36 6 26 316			鈴木弁吉、担保九鉄・中央・炭鉱・日鉄株戻入	37,900
30	M33 8 4 33 9 5 32			棉伝 滝沢弁吉ヨリ同断#107,110 武通	1,599
31	M33 8 4 34 6 8 308			棉伝 滝沢弁吉ヨリ同断#107,110 武通	1,800
32	M36 1 10 36 5 27 137			伝 475 富倉林蔵担保トシテ東株 100、東洋株 250	11,250
33	M38 3 15 38 3 17 2			伝 683 富倉林蔵分 同上代担保トシテ東京保稅倉庫貸入及預証券各一通	12,000
34	M33 8 4 34 6 8 308			棉伝 No.92 富坂與八ヨリ抵当手 15	1,000
35	M34 7 1 34 9 30 91			伝 32 中島喜之助ヨリ約手 ¥3000 担保トシテ箱崎倉庫証券5件	3,620
36	M34 10 30 34 12 7 38			伝 58 中島喜之助約手 ¥8000 担保入 三井倉庫証券	6,721
37	M37 4 29 37 8 15 108			伝 中島喜之助ヨリ担保トシテ入三銀箱崎倉庫入庫 217、218	11,198
38	M32 10 23 32 12 23 61			伝 54 中村円一郎ヨリ担保トシテ東遠銀行株 40	2,000
39	M31 9 8 31 9 8 0			橋原栄太郎他 23 名身元代用トシ入金分合計高	7,248
40	M38 7 15 38 9 13 60			伝 126 同上橋本亀吉ヨリ入五分利公債	1,000
41	M33 9 17 34 4 2 197			伝 144 益田英作ヨリ天津宛信用 5000 円ノ担保トシテ人造肥料株 100 株	5,000
42	M42 4 10 42 4 15 5			証 900 益田孝 預り 甲い号 五分利	134,900
43	M34 7 16 34 9 25 71			伝 33 松井善次郎担保預三井倉庫証券 2 件	4,769
44	M34 7 30 34 10 7 69			伝 35 松井善次郎 " 洪沢倉庫証券 #689	3,840
45	M35 12 4 36 2 7 65			伝 447 松下久二郎担保品東洋汽船 165 勸業券 90	5,925
46	M37 5 21 37 9 26 128			伝 653 松村金兵衛ヨリ蘭貢米代担保トシテ入	66,600
47	M37 6 17 37 9 26 101			伝 650 松村金兵衛 Rangoon Rice 2700 入	19,563
48	M42 5 5 42 5 5 0			証 915 丸一商会尚典 外国米代担保交換ニ付受入炭鉱汽船株 200	10,000
49	M34 6 4 34 9 6 94			伝 29 三木儀助約手 ¥8900 担保洪沢倉庫貸入及預証券3件	9,000
50	M34 7 1 34 9 7 68			伝 31 三木儀助ヨリ約手 ¥3000ノ担保トシテ箱崎倉庫証券	4,000
51	M34 8 1 34 11 26 117			伝 35 三木儀助 " 三井倉庫証券2件	1,930
52	M34 9 7 34 10 1 24			伝 45 三木儀助ヨリ担保(約手 3,000)ノ交換、洪沢倉庫証券	3,900
53	M32 10 23 34 5 9 564			伝 51 本橋利兵衛 東武鉄道株 16	352
54	M32 11 14 34 11 15 732			同 帝国商業銀行株	1,250
55	M33 3 6 33 7 2 118			山口卯ノ吉ヨリ勸業債券	300
56	M34 4 9 34 5 15 36			伝 24 山口幸二郎担保預 洪沢倉庫券	3,480
57	M41 8 29 42 3 5 188			伝 829 山田稻三郎 軽気球取引保証金代用入 軍事	3,500
58	M39 4 6 39 6 2 57			伝 5 吉田政治ヨリ蘭貢 米証拠金軍事五分利付	1,000
59	M39 12 7 39 12 20 13			伝 15 吉村商会木工工場ヨリ預(製造契約担保品) 整理、軍事2件	500
60	M40 3 21 40 6 20 91			伝 18 吉村商会木工上ヨリ預カル石油箱 330000 製造契約担保品国庫債券 13/2 ノ分	1,500
61	M40 3 28 40 6 20 84			伝 94 越後長岡市高野ヨリ契約保証金を公債証券6枚特別五分利	3,000
				計 61件	494,384

第17表 個人の身元調べ（職業と役員兼職）

氏名	住所	職業	役員兼職
志村吉蔵	神田区	食麵飽商	日本菓子原料(取)、東京煉瓦(監)
内山和助	群馬県伊勢崎町	(米穀商)	伊勢崎倉庫(取)、伊勢崎織物米穀取引所理事、(資)機業商会理事
青木義兵衛	日本橋区	繰綿問屋	東京紡績(監)
三木儀助	京橋区	洋織物商	商栄銀行(取)
滝沢弁吉	日本橋区	(染物業)	大宮染色社長、黒須銀行・入間染工(取)、所沢商業銀行・扇町屋銀行(監)
松井善次郎	日本橋区1丁目	中屋・洋織物商	(資)東京毛糸商店業務担当社員、日本毛糸紡績社長
松村金兵衛	神田区	米穀商	東京商業銀行(監)
関秀次郎	神田区	米穀商	神田商業銀行(監)
海老原久米助	本所区	米穀商	東北(資)代表社員、東京製粉(監)
安部幸兵衛	横浜市海岸通	砂糖石油取引商	横浜蚕糸銀行・横浜貿易銀行・東洋貯金銀行・台湾貿易・宮城水力紡績製糸(取)、第2銀行(監)、横浜蚕糸外国品取引所理事、横浜商業会議所会員
小泉久七	日本橋区	橋屋・和洋皮問屋	東京製皮(資)代表社員、東京革商組合頭取
高津次盛	日本橋区		三井銀行箱崎倉庫主任
富倉林蔵	神田区	米穀商・株式仲買	中外倉庫・東洋護謨(監)
中島喜之助	日本橋区2丁目	中喜・洋織物商	商栄銀行(取)、明治製糖(監)
山崎和七	小石川区	(護謨製造業)	日本護謨社長
栗生武右衛門	神田区	株式仲買・正米商	東京精米(取)
松下久次郎	深川区	肥料商	日本商船(取)
山口卯之助	日本橋区	株式仲買	東京株式取引所(取)、東京商業会議所会員

〔備考〕渋谷一編『明治前期日本全国資産家地主資料集成V』所収『第5版 銀行会社要録 役員録』東京興信所、明治34年より作成。

第 18 表 個人の身元調べ（職業と納税額）

（単位：円）

氏名	職業・屋号	所得税	営業税
青木儀兵衛	綿問屋・遠州屋	46305	146159
関秀次郎	米穀商兼仲買・茗荷屋	54015	182315
富倉林蔵	雑穀問屋兼仲買・倉田屋	25605	71500
岩崎清七	雑穀商兼肥料商	23760	115000
松井善次郎	洋織物商・中屋	53930	28900
志村吉蔵	菓子商・麵飽砂糖・小麦粉等、木村屋	15870	40400
内山和助	米穀商	8590	23826
松村金兵衛	雑穀問屋・古満屋	46890	33500
植村伝助	洋服裁縫業兼洋服地販売	41835	134980
三木儀助	洋織物問屋・三木商店	75405	72400
小泉久七	革問屋・つちや	3600	69500
辻 庫吉	革問屋兼諸器械運転用調革製造販売、辻商店	51325	146100
海老原彙之助	米穀問屋・鉄屋	17850	62400
中島喜之助	洋織物問屋・西洋毛織物卸商、中喜	35370	106300
安部幸兵衛	砂糖仲買商兼石油綿仲買、増田屋	392140	215000

〔備考〕渋谷隆一編『明治期日本全国資産家地主資料集成 I』所収の「日本全国商工人名録第2版」（明治31年12月）より作成。

(2) 富倉以外の輸入米取引での担保差入れを判明した限り列举すれば、次のように多数である。

伊藤宇平・宮崎貞吉＝西貢白米注文証拠金、軍事・整理公債、国庫債券 4,000 円

（明 38. 3. 29）

岩崎清七 ＝ラングーン米代担保 117,000 円（37. 4. 1）

同 ＝蘭貢米代担保 22,500 円（37. 5. 14）

同 ＝蘭貢白米代担保、日本鉄道 50 株 4,000 円（38. 3. 15）

同 ＝白米担保、日清紡株 25,000 円（40. 3. 29）

太田利兵衛 ＝蘭貢米代担保、14,872 円（37. 5. 14）

同 ＝？号積ラングーン米代担保 日本鉄道新 300 株 10,500 円（38. 3. 14）

栗生武右衛門＝ラングーン米担保街鉄 350 株 17,500 円

栗原条吉 = 台南 2 期米 5 千袋保証金 宇都宮製粉 100 株 3,500 円 (38. 12. 23)
 福田友治 = 蘭貢白米、台南玄米の証拠金、国債 2,250 円 (38. 12. 11)
 松村金兵衛 = 蘭貢米代担保 66,600 円 (37. 5. 21)
 同 = ラングーンライス 19,563 円 (37. 6. 17)
 丸一商会 = 外国米代担保交換トシテ炭鉱汽船 200 株 (1 万円) (42. 5. 5)
 由利長右衛門 = ラングーン米代担保 79,750 円 (37. 4. 1)
 吉田政次郎 = 蘭貢米証拠金 5 分利・軍事公債 1,000 円 (39. 4. 6)

- (3) 判明したものを列記すると次のようである。須永商店 = 綿糸買付証拠金 6,900 円、立川建蔵 = 麦粉契約保証金 3,500 円、青木儀兵衛 = 棉花代金担保東洋紡 110 株 5,500 円、大滝龍五郎 = 石炭売買代金担保 五越鉄道 20 株 1,000 円、青木直治 = 機械契約保証金、軍事公債 1,000 円、源田正六 = 缶詰契約担保 3,500 円、山崎和七 = 幅出機・仕上機証拠金 1,600 円、高津次盛 = 台湾糖代金担保 東京電灯旧 20・新 20 株 2,354 円、今井孫市 = 牛荘豆粕証拠金国庫債券 1.3 万円、鈴木与市 = 羅紗売約担保軍事公債 1,200 円、小宮善三 = ビートルート糖注文証拠金浦賀船渠株 2,600 円、鈴木三郎助 = 燐鉱石保証金 5 分利公債 1.7 万円、同硝酸曹達証拠金、三井銀行定期預金証書 950 円、吉村商会木工所 = 石油箱 2 万ダース製造契約担保金 200 円、山田精三郎 = 軽気球取引保証金、軍事公債 3,500 円、末広回漕店 = 貨物輸送・積取保証金国庫債券 3,000 円、恒川常吉 = 丸鉄保証金 帝国商業銀行定期預金証 1,000 円、川田富造 = ゴム原料保証用 整理公債 200 円、本橋理平 = ゴム契約保証金 東武鉄道 16 株 352 円、正田真一郎 = 製粉機械担保、正金株、第一銀行株、月木鉄道株 4,500 円、峯岸喜三郎 = 鉄道作業局納石炭 300 万斤担保 1,750 円、島田新助 = 麦粉買約金中央倉庫 25 株 1,625 円、橋本亀吉 = 毛皮直シ保証金 5 分利公債 1,000 円、青木栄次郎 = 毛皮直シ保証金国庫債券 1,000 円、高橋弁次郎 = 石油箱 12 万ケース製造契約担保品 5 分利公債 300 円、小泉久七・辻庫吉 = 契約熟皮担保横浜船渠株、横浜火災株、帝国商業銀行株 5,095 円。
- (4) その事例は次の通り。阿部幸兵衛 = 取引開始保証金東洋汽船株 2,500 円、岡田正太郎 = 売掛金担保 富士紡 200 株 1 万円、大塚時三郎 = 身元保証金軍事公債 130 円、副島儀太郎 = 同勸業債券等 199 円、福原榮太郎他 23 名 = 身元保証金 7,248 円。
- (5) 登場する 79 の個人・個人商店は次の通り。数字は件数で、無印は 1 件のみ (アイウエオ順)。

青木栄次郎、青木直治、阿部彦太郎 3、荒川伊平、安部幸兵衛 2、伊藤宇平 2、池田鈴之助、今井孫市 2、上田信一郎、植村伝助、内山和助 2、海老名久米助 3、大岡

育造、岡田正次郎、加藤清樹、加藤厚次郎、加藤留二郎、加藤友二郎、川田富造、河合弥平 2、清田房二郎、栗生武二郎、栗原条吉、源田正六、小柴銀之助、小宮善三、後藤惣作、小松崎喜一、小泉久七、沢田正六、島田新助、志村吉蔵 2、正田真一郎、十文字商会、末広回漕店、杉山国蔵 2、鈴廉保家、鈴木三郎助 2、鈴木竹蔵 2、鈴木弁吉、鈴木与市、高橋弁次郎、高野敦、高瀬但、高田商店、高津次盛、竹川正三、立川商店(立川建蔵)5、恒川常吉、富坂与八、中村円一郎、橋本亀吉、半田商店 12、福田要蔵、福田友治、古田商店、真崎商店、益田英作、松井善次郎、松下久次郎、松前金兵衛 2、松村金兵衛 4、松本三郎、丸一商会、峯岸喜三郎、本橋理平、森秀次郎、山口卯之助 3、山口幸次郎、山口四万吉、山崎和七、山田精三郎、山村英、矢野栄子、吉田政次郎、吉村商会木工所 2、由利長右衛門 77 名、副島儀太郎(身元保証金)、大塚時三郎(同)、福原榮太郎他 23 名(同)

- (6) 高津分は「台湾糖代金ノ担保トシテ東京電灯旧 20 株、新 20 株 2,354 円」とあるが、三井銀行箱崎倉庫主任の地位にある高津がなぜこのような取引をしたのか不可解である。

5. 銀行との貸借

1) 三井銀行

さて、有価証券貸借勘定には三井銀行との証券貸借が多数・多額に登場する。第 19 表は、決算期別に整理したものであるが、件数で累計百数十件、金額で 500 万円を超える。ここでも借方と貸方が累計ではほぼ一致するものの、決算期ごとには必ずしも整合していない。また、該当のない期も散見され、常に貸借が繰り返されているわけでもない。前半の期間ではそれほど多額ではないが、後半、特に明治 39(1906)~42 年が半期 100 万円を超すほどの多額である。1 件当たりを試算してみれば、数万円はもちろん 10 万円を超える期もある。これまで考察した他の貸借取引よりは格段に多額であって、入札・契約の供託用や民間取引の保証金などとは異質な性格を示唆している。

物産と三井銀行との関係から想像されるのは、銀行借入に際しての証券担保のケースであろう。この時期の物産について証券担保借入はおろか、借入金自体を把握することも意外に困難である。第 20 表は物産の貸借対照表から銀行取引と目される項目を掲げたものであるが、株式会社へ改組後の営業報告書によれば明治 43(1910)年 4 月期からは借入金も預金も全く記載されていない(第 20 表の下段参照)。金銀在高が現預金と推測されるが、借入金や当座借越の科目は一切なく、多額の支払手形のうちに借入金が含まれているかも知れない。借入金の有無は内部資料で検討するしかあるまい。それ以前を同表の上段でみると、貸方にある「三井銀行」が借

入金、「同当座」が当座借越と推定され、借方の「三井銀行」「その他銀行」が諸預金と推測される。とすれば三井銀行借入残高は明治 34、42 年を除き、常時発生しており、当座借越残高も 31～33 年、37 年、39 年に発生している。31～33 年は当座借越の発生で預金零の姿であり、34 年に借入返済、当座借越解消でいったん預金のみとなる。35 年以降借入もするが預金もあるという両建の姿となり(常に借入の方が多)、39 年に大幅な当座借越残高を記録(預金はいったん零)、以後両建ての姿に戻り、42 年は借入返済、預金のみ姿となっている。他方、三井以外の銀行では 34 年前後と 39～42 年に借入残高が発生、預金は増減があるものの一貫して残高がみられる。34 年は三井銀行の借入は解消しても、その他銀行分は増加し、39 年以降も三井銀行より借入が多額な期を多く見出す。すなわち、物産は三井銀行へ借入、当座借越で依存はするが、時に皆済し、その他銀行へ依存することもあったのである。とすれば三井・その他の銀行からの借入に際し、担保として有価証券を差し入れる可能性はあろう。但し、営業報告書ベースで有価証券担保借入の有無を検証することはできない。したがって有価証券貸借勘定の考察によって実情を検証することになるが、予想外に三井銀行との間で証券担保借入の件数は少なく、むしろ証券自体の借入が多かったのである。その実状を検討しよう。

第 21 表は明治 31～42 年における証券自体の借入でない事例を摘出したものである。貸方は

第 19 表 三井銀行の証券貸借の決算期別

(金額単位:円)

決算期	借方		貸方	
明 31.12	8	344,500	16	290,000
32. 6				
12	8	267,950	5	74,200
33. 6			4	9,850
12	3	361,650	5	69,250
34. 6	2	140,000	6	548,600
12				
35. 6	5	205,000	6	96,000
12			1	35,000
36. 6			1	30,000
12	1	30,000		
37. 6	2	5,000		
37.12	10	191,400	8	167,400
38. 6	13	309,350	10	457,300
12	15	80,400	13	79,900
39. 6	43	1,105,500	24	445,200
12	7	191,500	24	524,500
40. 6	9	1,029,000	7	820,100
12				
41. 6			5	93,000
12	3	1,100,000	4	199,000
42. 6			6	1,630,000
12				
計	129	5,361,250	145	5,569,300

第 20 表 三井物産の銀行取引（明 3 1～大 4）

（単位：円）

決算期	借方			貸方			
	三井銀行	その他 銀行	金銀有高	三井銀行	同当座	その他 銀行借入	支払手形
31.. 6		25,952		265,000	163,359		165,888
12		4,798		1,495,000	71,497		186,391
32 .6		1,563		81,600	72,801		4,976
12		17,927		889,271	356,397		1,338
33 .6		24,656		116,200	424,322		1,139,635
12		417		408,600	125,392	130,600	220,700
34 .6	274,548	200				308,973	331,741
12		774		7,027		99,644	24,539
35 .6	70,296	237,439		439,229		99,999	96,963
12	1,268,444	70,082		419,229			178,098
36 .6	398,667	339,519		565,229			2,172
12	222,655	289,632		606,409			372
37 .6	292,894	358,920		606,409	4,700		1,230,434
12	34,499	188,066		662,709	83,945		1,209,658
38 .6	244,645	133,140		666,281			1,085,323
12	178,413	149,768		512,209			2,037
39 .6	135,672	14,411		1,022,967		200,000	878,586
12		15,697		307,125	1,635,036	700,000	1,551,396
40 .6	281,708	110,904		945,436		1,000,000	1,057,022
12	397,959	308,835		745,000		1,000,000	651,292
41 .6	123,855	118,368		729,000		1,000,000	3,600,525
12	77,790	127,839		1,630,000		850,000	353,358
42 .6	256,092	65,363				7,000,000	2,501,341
9	603,540	373,267				550,000	3,360,195
43 .4			2,867,000				46,517,000
10			1,483,000				36,845,000
44 .4			1,573,000				53,249,000
10			3,524,000				43,071,000
45 .4			3,988,000				54,326,000
大元.10			3,711,000				52,523,000
2. 4			3,978,000				59,542,000
10			3,340,000				73,602,000
3. 4			5,609,000				83,237,000
10			8,692,000				67,357,000
4. 4			11,415,000				73,250,001
10			9,665,000				59,047,000

〔備考〕明 31/4～42/9 は「稿本三井物産100年史」付録の決算諸表、明 43/4～大 4/10 は三井物産営業報告書より作成。

第 21 表 三井銀行借入金担保等

(単位：円)

			摘 要	金 額
M38	4	20	伝 427 胎生号トノ契約に由り、三井銀行ニ供託(3万円代用) 日本精製糖 375 株	18,750
M38	4	4	伝 74 三井銀行ヨリ鐘紡2500株売却代入ル	147,500
M40	3	13	伝 673 三井銀行ヨリ国庫債券返却	5,000
M40	3	14	伝 676 三井銀行ヨリ国庫債券返却	10,000
M40	3	20	伝 677 借入金担保品交換 炭鉱汽船 9600 株	480,000
M41	5	19	伝 784 韓国政府契約保証金シテ三井銀行へ寄託 特5分利、5分利	77,000
			計	738,250

借入金の担保として物産からの証券提出を、借方は借入金返済で担保証券が物産に戻ることを意味する。同表は貸方のみ記載しているが、それでも事態は把握できるはずである。摘要から借入金の担保であることが確認できるのは、明治 40 年 3 月の僅か 3 件しかない。そのうちの 1 件は借入金担保交換として北海道炭鉱汽船 9,600 株 48 万円を差し入れているので、かなりの借入があったことを裏書きしている。あとの 2 件は国庫債券を返却されていることで借入金の担保であったことが知られるが、金額が僅かである。同表の残る 3 件は、①中国企業と目される胎生号との契約上、物産が供託金の代用として日本精製糖 375 株を三井銀行に預けるケース(18,750 円)、②韓国政府との契約保証金代用として 5 分利公債等を三井銀行に預けるケース(77,000 円)、③鐘紡 2,500 株を三井銀行に売却した代金受取りのケース(14,750 円)のごとくで、契約保証金を相手先でなく三井銀行を媒介したケースと株式売却ケースで、いずれも特殊な事例である。

次に第 22 表は三井銀行との証券貸借の内訳を整理したものである。有価証券貸借勘定の貸方側に登場する三井銀行関係取引を摘出し、対象となった証券銘柄も示している。借方は物産が証券自体を銀行から借用すること、貸方は銀行から借用した証券を物産が返却することを意味する。借用すれば返却は当然であり、貸方を検討すれば事態の把握は可能であろう。

第 1 に、同表記載の 139 件⁽¹⁾448 万円は第 21 表でみた 6 件 74 万円とは桁違いに多額である。三井銀行との有価証券貸借はほとんどが証券自体のやりとりであることがわかってい。そして発生時期をみると明治 31(1898)年下期 16 件、32 年下期 5 件、33 年上下期 9 件、34 年上期 6 件、35 年上下期 7 件、36 年上期 1 件、37 年下期 8 件、38 年上下期 21 件、39 年上下期 48 件、40 年上期 4 件、41 年上下期 8 件、42 年上期 6 件と計算されるが、38、39 年が特に多く、反面、

第 22 表 三井銀行の証券貸借の内訳（貸方）

（単位：円）

1	M31	7	26	三井銀行借入公債 29 万円/残 26 万 5 千円/内返却 軍事	20,000	
2	M31	7	8	7/6 三井銀行借入 3 万円 8 枚返却	13,000	
3	M31	8	25	三銀借入公債/内海軍公債返却ス	4,500	
4	M31	8	25	“ “ 軍事 “	10,500	
5	M31	8	5	8/4 三井銀行ヨリ借入 軍事公債返却	30,000	
6	M31	9	30	本日三銀ヨリ借入レ海軍公債戻ス	10,000	
7	M31	10	4	三銀借入公債証書●¥220,000 返却ス	30,000	
8	M31	11	4	10/8 記入分三銀借入 整理公債戻ス	8,000	
9	M31	11	4	“ “ 海軍公債 “	3,000	
10	M31	11	4	“ “ 海軍公債 “	9,000	
11	M31	12	1	三井銀行へ返却 海軍	5,000	
12	M31	12	1	三井銀行へ返却 軍事	2,000	
13	M31	12	20	三井銀行ヨリ貸借入高未決定ヨリ廻ス 金禄公債	10,000	
14	M31	12	20	“ “ 軍事公債	48,500	
15	M31	12	20	“ “ 整理公債	47,600	(16)
16	M31	12	20	“ “ 海軍公債	38,900	290,000
17	M32	9	15	9/7 三井銀行ヨリ借入 軍事公債返却	20,000	
18	M32	9	27	三井銀行へ返却 海軍	20,000	
19	M32	10	5	三井銀行へ返却 軍事	5,000	
20	M32	11	22	三井銀行へ返却 軍事	1,200	(5)
21	M32	11	8	三井銀行へ返却 軍事	28,000	74,200
22	M33	3	12	三井銀行へ返却 軍事	5,100	
23	M33	4	13	三井銀行へ返却 軍事	1,200	
24	M33	5	15	三井銀行へ返却 軍事	2,550	(4)
25	M33	5	15	三井銀行借入公債/内返却ス	1,000	9,850
26	M33	8	21	伝 No.135 三銀借入公債戻ス	5,000	
27	M33	10	2	三銀借入公債/分返却ス 軍事	25,000	
28	M33	10	24	伝 150 三井銀行借入戻ル 軍事公債	750	
29	M33	10	26	伝 150 三井銀行借入戻ル 整理公債	35,500	(5)
30	M33	10	27	三銀借入公債戻ス 軍事公債	3,000	69,250
31	M33	12	30	三井銀行分借入 日本銀行株 1683 株戻ス	336,600	
32	M34	2	5	伝 170 三井銀行借入公債/分戻ス	58,500	
33	M34	2	6	三井銀行分借入公債戻ス 軍事公債	13,500	
34	M34	3	28	伝 188 三井銀行公債 10000 円/内戻ス 海軍公債	47,000	
35	M34	3	30	伝 190 三井銀行借入公債 110000 円/残戻ス 海軍公債	63,000	(6)
36	M34	6	11	伝 220 三井銀行借入公債返却ス 軍事公債	30,000	548,600
37	M35	2	7	伝 251 三井銀行ヨリ借入公債 ¥ 70000 戻ル	5,000	
38	M35	3	24	伝 261 三井銀行借入公債 ¥ 30000 戻シ	25,000	
39	M35	3	28	伝 265 三井銀行借入公債内戻 (軍事)	5,000	
40	M35	4	15	伝 269 三井銀行ヨリ借入公債戻ス (軍事)	40,000	
41	M35	5	19	伝 274 三井銀行ヨリ借入公債納返却	20,000	(6)
42	M35	5	20	伝 275 三井銀行ヨリ 19/5 借入金残返却 (軍事)	1,000	96,000
43	M35	6	28	伝 253 三銀 借入事業公債返却ス	35,000	(1) 35,000
44	M36	8	14	伝 336 三井銀行へ返却整理	30,000	(1) 30,000
45	M37	6	18	伝 360 三銀借入 軍事公債返却	300	
46	M37	9	28	伝 367 三銀ヨリ借入/分軍事	10,000	
47	M37	10	11	伝 367 三銀返却整理	65,000	
48	M37	10	22	伝 371 三銀借入分返却	30,000	
49	M37	10	24	伝 372 三銀返却	29,000	
50	M37	11	7	伝 380 三銀借入/分軍事返却	28,300	
51	M37	11	7	伝 360 三銀借入 軍事公債返却	300	(8)
52	M37	11	9	伝 381 三銀ヨリ借入分返却 軍事	4,500	167,400
53	M38	1	11	伝 398 三銀ヨリ借入 軍事公債/内返却	2,300	
54	M38	1	9	伝 397 三銀ヨリ借入レ 軍事返却	25,000	
55	M38	3	10	伝 418 三銀ヨリ借入レ 軍事返却	42,500	
56	M38	4	1	伝 422 三井銀行へ借入/内返却ス 軍事	4,550	
57	M38	4	20	伝 427 三井銀行分借入 軍事	2,500	
58	M38	4	26	伝 428 三井銀行借入/内返却整理	12,000	

59	M38	5	23	伝 438	三井銀行借入公債ノ内返却、軍事	2,200	(8)
60	M38	5	6	伝 436	三銀分借受ノ分返却入軍事整理	200,000	291,050
61	M38	7	19	伝 454	三井銀行へ借入ノ内返却	5,000	
62	M38	7	21	伝 457	三井銀行へ借入ノ内返却	1,500	
63	M38	7	24	伝 458	三井銀行へ借入ノ内返却	1,400	
64	M38	7	29	伝 460	三井銀行へ借入ノ内返却軍事	5,000	
65	M38	8	19	伝 465	借受ノ内返却軍事	28,000	
66	M38	8	4	伝 461	三井銀行へ借入ノ内返却軍事	3,000	
67	M38	9	11	伝 472	三井銀行返却軍事	10,500	
68	M38	9	16	伝 473	三井銀行借入レ公債ノ内返却軍事	400	
69	M38	9	29	伝 478	三井銀行借入公債ノ内返却軍事	4,100	
70	M38	9	9	伝 471	三井銀行へ返却	15,300	
71	M38	10	28	伝 479	借入公債ノ内三銀へ返却	4,400	
72	M38	11	14	伝 482	借入ノ内返却三井銀行へ整理	300	(13)
73	M38	11	16	伝 484	借入公債ノ内三井銀行へ返却軍事	1,000	79,900
74	M39	1	13	伝 500	三銀へ軍事返却	4,500	
75	M39	1	17	伝 501	三銀ヨリ借入レ軍事返却	4,500	
76	M39	1	26	伝 503	三銀ヨリ借入レ軍事返却	3,000	
77	M39	2	14	伝 512	三銀へ返却軍事	9,500	
78	M39	2	15	伝 513	三銀へ整理返却	2,000	
79	M39	2	19	伝 514	三銀へ返却整理公債	400	
80	M39	2	19	伝 514	三銀へ返却軍事公債	1,000	
81	M39	2	19	伝 514	三銀へ返却国庫債券	20,000	
82	M39	2	21	伝 516	三銀へ返却整理	5,050	
83	M39	2	21	伝 516	三銀へ返却軍事	72,950	
84	M39	3	15	伝 532	三銀返却国庫債券	20,000	
85	M39	3	2	伝 526	借入軍事返却	8,000	
86	M39	4	11	伝 540	三井銀行へ返却 海軍	200	
87	M39	4	11	伝 540	三井銀行へ返却 第2国債	130,000	
88	M39	4	13	伝 546	三井銀行へ返却 海軍	5,500	
89	M39	5	11	伝 563	三井銀行へ返却 海軍	23,600	
90	M39	5	15	伝 565	三井銀行へ返却 海軍	11,000	
91	M39	5	23	伝 570	三井銀行へ返却(5月19日)海軍	28,000	
92	M39	5	29	伝 574	三井銀行へ返却 海軍	22,000	
93	M39	5	7	伝 559	三井銀行へ返却 海軍	45,000	
94	M39	5	8	伝 561	三井銀行へ返却 海軍	2,000	
95	M39	6	2	伝 577	三井銀行へ返却 海軍	9,000	
96	M39	6	13		三井銀行ヨリ借入レ軍事戻入	3,000	(24)
97	M39	6	14	伝 582	三井銀行へ返却 整理	15,000	445,200
98	M39	6	25	伝 583	三井銀行へ返却 海軍	9,800	
99	M39	6	25	伝 583	三井銀行へ返却 軍事	400	
100	M39	6	25	伝 589	三井銀行へ返却 海軍	13,000	
101	M39	6	26	伝 589	三井銀行へ返却 国債	15,000	
102	M39	7	11	伝 601	三井銀行へ返却 海軍	9,500	
103	M39	7	12	伝 602	三井銀行へ返却 海軍	10,000	
104	M39	7	14	伝 604	三銀へ返却ス海軍公債(粟生武右衛門ラングーン米関係)	14,500	
105	M39	7	19	伝 605	三井銀行へ返却 海軍	1,800	
106	M39	7	25	伝 607	三井銀行へ返却 海軍	500	
107	M39	7	4	伝 595	三井銀行へ返却 海軍	38,000	
108	M39	8	11	伝 615	三井銀行へ返却 海軍	2,000	
109	M39	8	13	伝 616	三井銀行へ返却 海軍	2,800	
110	M39	8	2	伝 611	三井銀行へ返却入	67,000	
111	M39	8	20	伝 618	三井銀行へ返却 海軍	6,000	
112	M39	8	6	伝 613	三井銀行へ返却 海軍	245,200	
113	M39	8	9	伝 614	三井銀行へ返却 海軍	10,000	
114	M39	9	10	伝 22	三井銀行へ返却 国庫債券	20,000	
115	M39	9	19	伝 623	三井銀行へ返却 海軍公債5枚	2,100	
116	M39	10	16	伝 629	三井銀行へ返却	6,000	
117	M39	10	31	伝 629	三井銀行へ返却 軍事	15,200	
118	M39	11	12	伝 789	三井銀行へ返却 海軍	4,000	

119	M39	11	22	伝 635	三井銀行へ返却 海軍	1,300	
120	M39	11	28	伝 636	三井銀行へ返却 国庫債券・軍事	15,000	(24)
121	M39	12	20	伝 640	三井銀行へ返却 海軍	15,400	524,500
122	M40	3	14	伝 677	三井銀行へ返却 鐘紡 6450 株	322,500	
123	M40	3	27	伝 680	三井銀行へ返却 国庫債券	2,000	
124	M40	4	15	伝 670	三井銀行へ返却	500	(4)
125	M40	5	20	伝 690	三井銀行借入公債ノ内返却 海軍	100	325,100
126	M41	2	10	伝 748	三井銀行借入公債ノ内返却	7,500	
127	M41	4	2	伝 770	三井銀行へ返却 海軍	500	
128	M41	6	12	伝 791	三井銀行へ返却 海軍	7,500	(4)
129	M41	6	19	J794	三井銀行へ返却	500	16,000
130	M41	7	3	伝 801	三井銀行へ返却 炭鉱 2000 株	100,000	
131	M41	8	13	伝 819	三井銀行へ返却 海軍	13,000	
132	M41	10	28	伝 845	三井銀行へ返却 炭鉱汽船 1700 株	85,000	(4)
133	M41	11	7	伝 847	三井銀行へ返却 海軍	1,000	199,000
134	M42	1	11	証 861	三井銀行へ返却 炭鉱汽船株	350,000	
135	M42	1	11	証 861	三井銀行へ返却 九州鉄道株	400,000	
136	M42	1	11	証 861	三井銀行へ返却 山陽鉄道株	350,000	
137	M42	1	16	証 865	三井銀行へ返却 炭鉱汽船 4750 株	237,500	
138	M42	3	4	証 878	三井銀行へ返却 炭鉱汽船 3350 株	167,500	(6)
139	M42	4	9	証 878	三井銀行へ返却 炭鉱汽船 2500 株	125,000	1,630,000
						139	4,831,050
							4,831,050

皆無が5期もあり、証券借用の必要に繁閑がみられる。

第2に、借用証券の銘柄は圧倒的に公債であるが、株式も若干ある。公債借用は、おそらく物産が入札参加・契約締結上供託金代用として差し出す証券のタネ不足を銀行から調達したことを意味しよう。銘柄不明も少なくないが、判明した限りでは軍事公債がもっとも多く、海軍公債、整理公債と続き、国庫債券が多少あるが、5分利公債は登場しない。1件当たりの金額は、海軍公債25万円、軍事・整理公債20万円、第2国債13万円があるものの、5～10万円が6件、1～4万円52件、1万円未満69件であって、比較的少額な借用がかなり多い。必要に応じて小刻みに借用が繰り返されているようである。

株式では、明治33(1900)年12月日銀1,683株(34万円)、40(1907)年3月鐘紡6,450株(32万円)があり、41～42年に北海道炭鉱汽船株が延べ6回107万円、九州鉄道株40万円、山陽鉄道株35万円のように多額の株式が借用されている。日銀株だけは明治33年で早い時期であるが、それ以外は40～42年に集中していること、1銘柄の金額が大きいことが注目され、その用途が知りたいものである。

次に借用期間であるが、三井銀行の貸借を検討しても判明したのは僅かである。第23表は30件を示したが、日銀株192日、北炭株・九州鉄道株・山陽鉄道株129日のごとく株式借用が長く、公債借用では141日と87日があるものの、31日2件、16日、10日各1件、1～6日6件、即日返却が14件であって、むしろ短期間が多い。期間から察するに、株式借用は公債借用とは異なった用途ではなからうか。

(1) 22表の件数139は、判明する限り銘柄別に表示したもので、同日に返却された分を

第 23 表 三井銀行の証券貸借の期間計算

(単位：円)

借入日			返却日			日数	摘 要	金 額
M31	7	6	M31	7	8	2	三井銀行へ返却 7月6日借入3万円8枚	13,000
M31	8	4	M31	8	5	1	三井銀行へ戻ス 8月4日借入海軍公債	30,000
M31	9	30	M31	9	30	0	三井銀行ヨリ借入し海軍公債戻ス	10,000
M33	6	21	M33	12	30	192	三井銀行分借入 日本銀行株 1683 株戻ス	336,600
M35	4	15	M35	4	15	0	伝 269 三井銀行ヨリ借入公債戻ス (軍事)	40,000
M36	8	14	M36	8	14	0	伝 336 三井銀行へ返却整理	30,000
M37	9	28	M37	9	28	0	伝 367 三井銀行ヨリ借入ノ分軍事	10,000
M37	10	11	M37	10	11	0	伝 367 三井銀行へ返却 整理	65,000
M37	10	24	M37	10	24	0	伝 372 三井銀行へ返却	29,000
M37	10	28	M37	11	7	10	伝 380 三井銀行借入ノ分軍事返却	28,300
M37	11	9	M37	11	9	0	伝 381 三井銀行ヨリ借入軍事返却	4,500
M37	12	13	M38	3	10	87	伝 418 三井銀行ヨリ借入軍事返却	42,500
M37	12	26	M38	1	11	16	伝 398 三井銀行ヨリ借入軍事公債ノ内返却	2,300
M38	1	9	M38	1	9	0	伝 397 三井銀行ヨリ借入軍事返却	25,000
M38	7	4	M38	7	24	0	伝 458 三井銀行へ借入ノ内返却	1,400
M38	7	29	M38	7	29	0	伝 460 三井銀行へ借入ノ内返却軍事	5,000
M38	7	29	M38	8	4	6	伝 461 三井銀行へ借入ノ内返却軍事	3,000
M38	12	13	M39	1	13	31	伝 500 三井銀行へ軍事返却	4,500
M38	12	26	M39	1	26	31	伝 503 三井銀行ヨリ借入軍事返却	3,000
M39	2	13	M39	2	14	1	伝 512 三井銀行へ返却軍事	9,500
M39	2	23	M39	7	14	141	伝 604 三井銀行へ返却(栗生武右衛門ラングーン米関係) 海軍	14,500
M39	5	10	M39	5	15	5	伝 565 三井銀行へ返却海軍	11,000
M39	5	18	M39	5	23	5	伝 570 三井銀行へ返却(5月19日)海軍	28,000
M39	5	29	M39	5	29	0	伝 574 三井銀行へ返却海軍	22,000
M39	6	14	M39	6	14	0	伝 582 三井銀行へ返却整理	15,000
M39	7	4	M39	7	4	0	伝 595 三井銀行ヨリ借入海軍返却	38,000
M40	3	14	M40	3	14	0	伝 677 三井銀行ニ返却鐘紡 6450 株	322,500
M41	9	4	M42	1	11	129	証 861 三井銀行へ返却 炭硯汽船株	350,000
M41	9	4	M42	1	11	129	証 861 同 返却 九州鉄道株	400,000
M41	9	4	M42	1	11	129	証 861 同 返却 山陽鉄道株	350,000

一括表示すれば件数は 122 件となる。同日に返却しても借用は別々であったり、一部返却もあり得よう。ここでは銘柄をみることを重視している。

2) その他銀行

証券貸借は第 24 表のごとく日本興業銀行、第一銀行、チャータード銀行(査打銀行)、香港上海銀行の 4 行にもあった。第一銀行分は、当時、三井銀行以外にも借入残高があるので、借入金の担保であろう。借入 5.1 万円に対し整理公債 6 万円を差入れた模様で、期間は 74 日間であった。査打銀行分をみると、明治 34(1901)年 5 月に外国為替取組における限度超過が発生し、追加担保として公債を差し入れたもの(5.6 万円が 25 日と 41 日に分かれて戻ると、棉花取引の担保として多額の株式を同行に差し入れたもの(2 回分 79 万円)があり、「貸渡チャータード銀行預入 10 万円」の内容は明らかでない。とにかく同行分は外為取引に関係するもので、41 年に多額の担保を提供することによって、一時的ではあるが多額の信用を受けたことを物語っ

第24表 その他銀行の証券貸借

				(単位:円)	
1	M34	2	伝 174	第一銀行 51000 円担保トシテ 整理公債	60,000
1	M38	3	1	伝 415 貸渡シチャーター銀行預入	100,000
2	M34	5	17	伝 211 査打銀行宛海外為替金ニ対スル限度超過分ニ対シ担保トシテ預入整理 1 万円、軍事 4. 6 万円	56,000
3	M41	6	3	伝 787 綿花取引担保トシテ供託査打銀行へ差入レ 日鉄 400 株、九鉄 400 株	40,000
4	M41	8	4	伝 832 同上 山陽鉄道 7000 株	350,000 (5)
5	M41	8	4	伝 832 同上 九州鉄道 8000 株	400,000 946,000
1	M35	2	7	伝 252 浦賀船渠 a/c 香港上海預入 公債 7 万円戻ル	5000 (2)
2	M36	8	31	伝 338 浦賀船渠 a/c 香港上海預入 軍事整理戻リ	24000 29000
1	M39	3	31	伝 535 興銀借入 10 万 円ノ担保トシテ日本製糖株、台湾製糖株、漢陽鉄廠貸渡資金)	67,500
2	M39	5	31	伝 575 興銀へ漢陽鉄廠貸渡し資金担保(利子)	25,000
3	M39	5	5	伝 558 興銀借入の担保品トシテ鐘紡株 500 枚 漢陽鉄廠貸渡資金	25,000
4	M39	6	30	伝 593 興銀へ漢陽鉄廠貸渡資金借担保品紡績 500	25,000
5	M39	7	31	伝 608 上海支店 a/c 借入金ニ対スル担保品トシテ興銀へ差入レル鐘紡 500 株	25,000
6	M39	8	31	伝 621 興銀ニテ借入金担保差入鐘紡 250 株、精製糖 200 株	22,500
7	M39	9	29	伝 624 興銀、漢陽鉄廠用借入金担保トシテ差入	21,000
8	M39	10	31	伝 631 漢陽鉄廠関係借入金担保 興銀へ鐘紡 800 株	40,000 (9)
9	M39	11	30	伝 637 興銀へ漢陽鉄廠関係借入金担保	30,000
10	M39	12	28	伝 642 興銀ヨリ借入金担保	27,500
11	M40	1	31	伝 648 興銀へ借入金担保トシテ鐘紡株 550 株	27,500

12	M40	3	30	伝 682	興銀借入金担保炭鉱汽船 800 株		40,000
13	M40	3	30	伝 682	興銀借入金担保台湾製糖 550 株		27,500
14	M40	4	15	伝 670	興銀借入金担保		34,000
15	M40	4	9	伝 660	興銀担保交換入 鐘紡株		30,000
16	M40	6	17	伝 660	興銀担保交換益入 鐘紡 600 株		30,000
17	M40	6	18	伝 695	興銀借入金担保品交換二付差入 800	(9)	40,000
18	M40	6	20	J639	17/6 入帳興銀ヨリ戻 製糖株 1000 9/14 二重ニツキ戻ス		50,000
19	M41	10	28	伝 845	興銀借入金担保入替 九鉄株 655、山陽 994 株 2件		82,450
20	M42	1	16	証 864	興銀借入金担保品交換納入 日鉄株 300		15,000
21	M42	1	16	証 864	興銀借入金担保品交換納入 九鉄株 620		31,000
22	M42	1	16	証 864	興銀借入金担保品交換納入 阪鶴株 440		220,000
23	M42	1	16	証 864	興銀借入金担保品交換納入 山陽株 930		46,500
24	M42	1	16	証 864	興銀借入金担保品交換納入 甲武株 722		32,490
25	M42	3	4	証 877	興銀借入金担保交換納 甲武株 446		20,070
26	M42	3	4	証 877	興銀借入金担保交換納 山陽株 91		4,550
27	M42	3	4	証 877	興銀借入金担保交換納 阪鶴株 1090		54,500
28	M42	3	9	証 882	興銀借入金交換納 五分利公債		60,000
29	M42	4	9	証 897	興銀借入金担保交換納入 5分利公債甲 3 号	(12)	255,400
30	M42	6	14	証 926	興銀借入金担保入 甲ヲ号五分利		235,200
31	M42	8	3	証 939	興銀借入金担保品交換二対スル戻入五分利	(1)	129,400
					日本興業銀行計	31	1,774,060

ている。香港上海銀行の場合は、借方に「浦賀船渠 a/c 香上預入整理戻 2 万円」のごとく記載され、貸方の記載が見つからないが、船舶に絡んでの取引と推察される。

日本興業銀行の場合は第 24 表には延べ 31 件の記載があるが、ほぼすべて借入金担保としてであり、明治 39～42 年に集中している。39 年分には物産が漢陽鉄廠に資金供与するためであることを明示したものが 7 件あり、その原資を興銀借入に求め手持ち株式を担保としたものであった（累計 23 万円）。40 年以降分の株式担保借入は用途が明示されていないが、投融資資金の調達かも知れない。40～42 年には「担保品交換」を謳った記載が 12 件あるが、既存担保を手持株式と交換する意味であろう。既に差し入れてある担保が何であるか定かではないが、交換して返却されたいいくつかの事例から判断すると株式が多く、おそらく担保交換は株式銘柄の入れ替えではなかろうか。返却には鐘紡、台湾製糖、北海道炭鉱汽船、日本鉄道、九州鉄道、甲武鉄道、山陽鉄道の株式がみえ（北炭株が圧倒的多く 71 万円）、差入れには上記銘柄に多額な阪鶴株(27 万円)が加わるだけで、ほぼ同銘柄での差し替えといえよう。42 年になるとはじめて担保に 5 分利公債が多額に登場する(延べ 4 件 67 万円)。

6. むすび

本稿の考察で判明した事項を整理すれば次のごとくである。

第 1 は、有価証券貸借の利用店部である。営業部が圧倒的に多く、部制が成立すると、機械部が営業部に次ぐ存在であった。官庁取引が東京に集中しており、地元の店部が担当したことを意味する。大阪・神戸支店が多少あるのも、現地で官庁取引が多少あったことを反映し、横須賀・呉・佐世保・舞鶴出張員(のち出張所)にも若干あるのは海軍関係であることはいうまでもない。官庁取引での入札参加・契約締結上、要求される供託金代用の証券は、店部の要請で本店会計課から貸出され、公債がほとんどを占める。整理・軍事両公債が多用されるが、のち両公債の償還後は 5 分利公債となる。株式はほとんどない。

第 2 に、官庁取引の相手先である。金額的には逓信・鉄道が最多、陸海軍が続き、両者で大部分を占め、大蔵(印刷局、臨時建築部が主)、文部(学校が主)、農商務(山林局が主)、諸都市(東京市が主)に若干ある。件数では印刷局を筆頭に、東京砲兵工廠、鉄道作業局、鉄道局、横須賀の海軍関係が続き、1 件当たりの官庁平均は 5 千円弱(店部平均は 5～6 千円)、鉄道関係は 1 万円弱だが、印刷局や東京砲兵工廠は少額取引の集合体であった。入札参加・契約締結が明示されているのが約 6 割を占め(両者は拮抗)、税金延納や代金延納も若干ある。

多くみられる石炭納入は単純であるが、機械、繊維、金属、薬品などの内訳をみると対象物は広汎である。鉄道関係の入札では「外注」の事例が多く、工事を請負い軌条や部品も捌けるということであろうか。

証券の貸出期間を計算すると、入札・契約締結が終わればすぐに返還され、即日も多いようである。地方店等への貸出は若干の日数を要するが、官庁取引全体として短期間であり長期に亘るのは例外的である。

第3に、民間企業・商人との関係でも証券貸借が発生している。民間企業、たとえば地方鉄道会社の入札に物産が参加するような場合には、官庁取引と同様なケースとなり、少数ながら実在している。しかし圧倒的に多いのは、物産と取り引きする業者が、物産の要求に従い取引安全の担保として証券を差し入れるケースである。その中で注目されるのは原糖輸入での取引先＝日本精製糖が倉庫証券を差し入れて、実に多数、多額の活発な取引をしていたことである。それ以外は中規模の企業との散発的な取引であったが、業種は多彩である。商人との証券貸借では、輸入米商が多数登場し、金額も大きい、それ以外にも種々雑多な取引が展開されている。民間企業・商人の差し入れる証券は、日本精製糖を除きほとんどが株式であり、取引が継続しているためか、証券の預かり期間も長期化する事例が少なくない。

第4に、銀行との間でも証券貸借が発生している。同系の三井銀行とは、多数、多額の貸借がみられるが、証券担保借入は意外に少なく、圧倒的なのは証券そのものの借用である。物産が入札・契約で提出する証券が不足すると、三井銀行から借用して店部に使わせる、すなわち借入有価証券の発生である。公債の借用が多いが、時に株式もある。その期間は用途次第であるが、概して短く、当然に銀行に借入料を支払っているはずである。多額の場合、少額の場合、種々あり、実に頻繁に発生していることから、物産はこの面でも三井銀行から大きな支援を得ていたことが窺える。興銀には証券担保借入で依存し、鉄道株、鐘紡株が多用されていた。外銀等へ公債を差し入れることがあったが一時的なものであった。

以上のごとく、有価証券貸借勘定の考察から、本店が資金貸借ばかりでなく証券貸借を通じて店部営業を支援していたことが明らかになった。手持ち証券の運用が基本であるが、必要によっては三井銀行から証券借入を仰ぎ、店部の要請に答えていたことが興味深い。

最後に、本稿の限界ないし残された問題点を記しておきたい。

第1に、依拠した物産本店元帳の限界である。分析対象とした明治31～大正3年のなかでも、一部帳簿が欠落し連続性に欠けているが、それ以前もそれ以後も帳簿がないために、分析時期が限定されているのが残念である。物産が第一次大戦中に急膨張し、戦後縮小に転ずる重要な時期に本支店間の資金貸借は大きく揺れ動くだけに、有価証券貸借の変化も知りたいが不可能といわざるを得ない。また、依拠した有価証券貸借勘定の記載内容の不備、不統一は、分析の正確さ、緻密さを妨げている。元帳という得難い一次資料でありながら、資料の質に関する難点が考察の質に影響しているといわざるを得ない。したがって本稿での細部に亘る計算や考察には限界があり、有価証券貸借の全体像、趨勢、特徴を提示したことを強調しておきたい。

第2に、有価証券貸借をマネージしたのは本店会計課と推測されるが、証明には至っていないことである。会計課の職務規程を点検しても、有価証券貸借を明示した規定はない。たしかに有価証券に関係する規定は、計算課と並列する時期の出納課、あるいは会計課の出納掛の中にあるが、現金出納と並んで有価証券の保管、利子配当金取扱であって、有価証券貸借にまで踏み込んだ規定とは思えない⁽¹⁾。有価証券貸借は、官庁取引の入札・契約に際して店部からの要請に基づき、手持証券の貸出をおこない、あるいは手持ちでは不足ならば銀行から借用して店部に提供する、民間取引では相手先から取引を担保するために証券を預かるというように、必要性の判断を含み、証券の運用に関する行為であって、本支店の資金貸借と並んで店部支援および統轄の問題と認識されよう。明示規定はないものの、会計課以外に担当しうる部門は見当たらない以上、本考察では会計課を有価証券貸借の担い手と推測したわけである。もちろん内部通達などを発掘して実証したいものである。

第3に、有価証券貸借における貸付料の有無の証明である。物産が台湾製糖へ株式を貸し付けた時、「額面の年1.5%」の記述が唯一発見できたが、それは外部への貸付であって、金融機関が営業として有価証券貸付料を取得するのと同様であろう。しかし店部への証券貸付については、有価証券貸借勘定でみる限り貸付料の記載は皆無である。だからといって貸付料が計算されていなかったとは断定できない。むしろ本支店間の資金貸借で社内金利が適用されていることからすれば、証券貸借でも貸付料が計算されてもおかしくない。したがってこの面でも内部文書によって貸付料の有無を実証しなければならない⁽²⁾。

第4に、取引金額と差入証券の関係である。通常、証券担保借入金では、借主は借入額を上回る証券を差入れ、掛け目が発生する。入札参加・契約締結の場合、取引額に対しどの程度の供託金、あるいは代用としての証券が必要なのかという問題がある。当時の供託制度如何を知らねば差入れ証券から取引額の推測もし難い。有価証券貸借だけの考察では解き難く、別途供託の実態を検証する必要があるが残っている。

(1) 物産の「現行達令類集」によれば明治33年2月の出納課規定に「2. 社有ノ公債株券ノ利子及配当金取扱ノ事 3. 会社ノ証券登記書類及重要ノ書類保管ノ事」、大正3年10月の会計課規定に「4. 不動産、有価証券及船舶原簿の整理、……7. 出納掛ヲ置キ左ノ事務ヲ取扱ハシム…… 二、社有公債及有価証券ノ保管並其利子配当金ニ関スル事」がある（拙著『戦前期三井物産の財務』18～19頁参照）。

(2) 民間取引における業者からの物産への担保差入れでは、物産は受け取る側であるから有価証券貸付料の問題は起こらず、入札・契約締結での供託金代用として本店から店部への証券貸付では、官庁取引、民間取引ともに起こりうる。

[付記] 本稿は2005・6年度科学研究費補助金基盤研究(C)「戦前期総合商社の補助業務の実証的研究」(代表者 麻島昭一)による研究成果の一部である。本稿が依拠した「三井物産元帳」の大量複写については、三井文庫、特に永井・大塚両氏にお世話になった。厚くお礼を申し上げる。